女性の土地保有権利はどのような条件下で獲得できるのか

–エチオピア南部諸民族州アルバミンチ地方を事例として–

指導教員名：小林誉明
提出年月日：2020 年 1 月 8 日
学籍番号: 18PC004
氏名: 丸竹　美保

要旨

本研究では、サブサハラ・アフリカ地域における家父長制的文化の中で、女性がどのようにして土地保有権を獲得することができるのか、土地保有権を獲得できる条件をエチオピアを事例にして明らかにすることを目的とする。農村部において、土地は男女両方にとって生活に不可欠な資源であり、資源の安全保障として土地保有権を持つことは重要である。しかしながら、女性の土地保有率は男性よりも低く、さらには土地管理における女性の立場は男性よりも弱いことがわかっている。

女性が土地を保有することが困難である最も大きな要因として、家父長制的な文化が挙げられる。家父長制的文化・慣習の主な例として、男性中心の相続制度がある。土地といった財産は、多くの場合男性である息子に相続され、女性である娘は自分の家系からは土地を譲り受けることはほとんどない。したがって、女性は結婚によって、夫側の家族から夫が得た土地を共同保有するがほとんどだが、離婚や死別などの場合には土地に対する財産権や相続権を夫側の家族に剥奪される事例がみられる。

度々の法改正により、男女に関係なく農業で生計を立てている者は土地を得ることができるよう、女性の土地保有権が規定されるようになったが、実際には家父長制的な文化・慣習が根強く残る社会の中で、女性の権利は行使されにくい状況である。そのような状況の中でも、土地の保有に成功している女性は、如何にして土地保有権を獲得したのか、その条件を明らかにするため、エチオピアの農村部に住む住民 30 人にインタビューを行い、調査から得られた結果の分析を行った。

分析の結果、土地を保有している女性に共通することは全員寡婦であり、夫の死後は夫側の家族から相続を受けていたことがわかった。しかし土地の保有には税金の支払い義務が生じ、土地を獲得しても、ある程度の現金収入がない限り土地を保持することは不可能であることがわかった。更には、土地購入には購入申請が必要となり、土地購入に成功している女性は識字能力があるということもわかった。またその地域における新来者は土地購入を拒まれる例もあり、土地分配の優先順位は低いようであった。以上のことから、土地保有権を獲得するには、(1)土地税を支払うことができる分だけの現金収入があること、(2)収支を管理する能力があること、(3)に識字能力が身に付く教育を受けていること、(4)土地購入する地域が自分の生まれ育った場所であること、の 4 つが条件となることがわかった。

目次

要旨 **2**

図目次 **5**

表目次 **5**

グラフ目次 **5**

序章 **6**

第 1 節　はじめに 6
第 2 節　研究目的及び意義 8
第 3 節　研究の方法 8
第 4 節　研究の構成 9

第 1 章　エチオピアにおける土地保有制度の変遷と現状 **10**

第 1 節　帝政前期(1855-1936 年) 10
第 1 項　北部エチオピアの土地保有制度 *10*
第 2 項　南部エチオピアの土地保有制度 *12*
第 2 節　帝政後期 (1941-1974 年) 13
第 3 節　デルグ政権期(1974-1991 年) 15
第 1 項　土地再分配政策 *15*
第 4 節　EPRDF 政権期(1991 年以降) 17
第 1 項　農民協会の役割 *18*

第 2 章　財産管理における男女差 **19**

第 1 節　農地保有率の男女差 19
第 2 節　保有農地面積の男女差 20
第 3 節　土地以外の財産管理における男女差 21
第 1 項　現金収入の管理 *21*
第 2 項　家の所有率 *23*
第 3 項　銀行口座の使用率 *23*

第 3 章　女性の土地保有が少ない要因 **25**

第 4 章　女性が土地保有権を獲得する条件 **28**

第 1 節　現地調査 28
第 1 項　調査地の概要 *28*
第 2 項　調査対象者 *30*
第 3 項　調査方法 *34*

第２節　調査結果からの土地保有を可能とする条件の分析 35
第１項　土地を保有していない世帯 35
第２項　土地を保有している世帯 38
終章 42
第１節　研究結果のまとめ 42
第２節　示唆 43
第３節　残された課題 43
参考文献リスト 44
APPENDIX 49

図目次

図 1 土地申請の段階 18
図 2 エチオピア南部諸民族州の拡大図 28
図 3　エチオピアの行政区画 29

表目次

表 1 エチオピアにおける土地とその権利の種類 12
表 2　土地政策変遷の概要 14
表 3 女性の土地保有を妨げる要因に対する調査対象者の回答 25
表 4　調査地の行政区画別人口 29
表 5　調査地域別調査対象世帯数 30
表 6　回答者の内訳 31
表 7　土地を持っていない世帯主の基礎情報 37
表 8　土地を持っていない理由と回答者のコメント 38
表 9　土地を保有している女性世帯主の基礎情報 40
表 10 女性世帯主の土地保有面積と土地の入手源 40

グラフ目次

グラフ 1　性別による土地共同保有の分布 19
グラフ 2　性別による土地単独保有の分布 20
グラフ 3 性別による土地面積の分布 21
グラフ 4 家庭の収入の管理 22
グラフ 5 男女別の家の所有率 23
グラフ 6 男女別の銀行口座の使用率 24
グラフ 7 調査対象世帯主の年齢層 31
グラフ 8　調査対象世帯主の結婚歴 32
グラフ 9　調査対象世帯の信仰宗教 33
グラフ 10　調査対象世帯の世帯人数 33
グラフ 11 調査対象世帯主の学歴 34
グラフ 12　世帯主の男女別土地保有世帯数 35
グラフ 13 男女別世帯主の農地の入手先 39

序章

第１節　はじめに

近年、女性のエンパワーメントや男女平等が世界的に謳われるようになってきた。初めに男女平等が世界で認識されるようになったのは、1945 年の設立にあたり、国際連合(以下、国連)が「国連憲章[1]」を採択した時である。人種、 性、言語、宗教による差別のない平和な世界づくりのために、意思決定の場などに女性が男性と平等に参加していくことが不可欠との認識を国際社会において明確にした。それ以降、男女同権、女性の地位向上、人権及び基本的自由の尊重は、国連が組織を挙げて取組む基本的な優先課題に位置づけられてきた(矢澤 2016: 8)。1979 年の第 34 回国連総会では、女子差別撤廃条約[2]が採択され、更に 1995 年に北京で開かれた第４回世界女性会議の後、21 世紀にむけたジェンダー平等[3]達成のガイドラインとなる重要文書「北京宣言・北京行動綱領」が無投票採択された(矢澤 2016: 6)。

1970 年代頃からは、開発分野においても女性への関心が高まってきており、農業における女性の多大な労働力にも関わらず女性の労働が過小評価されているという最初の認識が Boserup(1970)によって提起された。それから開発途上国における農村部の女性の資源へのアクセス(Peluso 1991)や農業における男女の役割(Aredo 1995)といった研究が盛んに行われるようになってきた。

農業における女性の労働は重要なものであり、2015 年に採択された持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)では、目標１である「貧困をなくす」ために、男女両方において、土地の所有権と管理における平等な権利と、生産資源の相続に対する平等な権利を確保する必要があることを訴えている。[4] また目標５では、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化のために、女性に平等な権利を与え、土地やその他の経済的資源に対する所有権と管理へのアクセスを与えるための政策

---

[1]国際連合(Charter of the United Nations)の目的・原則・組織・機能など基本的な事項を定めた条約。1945 年６月のサンフランシスコ会議で採択され、同年 10 月 24 日発効。前文および 19 章 111 条からなる(小学館デジタル大辞泉)。

[2] 女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。本条約は、1979 年の第 34 回国連総会において採択され、1981 年に発効された(外務省 HP)。

[3] 国連で合意された国際規範としての「男女平等」であり、国際社会を構成する一人ひとりの男女が等しく権利、資源、機会、責任をもち、あらゆる分野の意思決定に平等に参画することをいう(矢澤 2016: 6)。

[4] SDGs ターゲット 1.4 ： 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する(UNICEF HP)。

と法的改革が必要であることを示唆している[5]。 したがって、女性の土地の権利を改善することは、貧困削減と男女平等を達成するための重要な経路として国際開発アジェンダでよく認識されている(Slavchevska et al 2016)。

植民地から独立後、サブサハラ・アフリカ諸国では土地法が改革されてきた。しかし、家父長制的文化[6]が根強いサブサハラ・アフリカ地域では、男性中心の土地保有・相続制度が慣習として存在し、女性の土地保有は男性と比較して難しい傾向にある。そのような背景から、土地を得る権利を平等にするよう法律が改正されてきた。「土地権の進化論(Evolutionary Theory of Land Rights: ETLR)」[7]という概念のもと、土地の私有化が提唱され、土地登記は、土地に関する人々の権利を安定化させるための「土地保有の安全保障(land tenure security)」を達成させる手段の一つとして考えられ、ケニアやエチオピアなどで進められてきた(武内 2016, 児玉 2014) 。

農村部において、土地は男女両方にとって現金収入、生活の質の向上、生活の持続性、子供の養育・学費のために必要な資源である。また田中(2014)の調査では、サブサハラ・アフリカ地域において、土地を所有することは婚姻制度に規定される社会関係や財産権の不平等や不確実さを軽減し、リスク回避のために「価値あると思う」ことと回答している女性が多数いることがわかっている。他方で、男性にとっての土地所有は、地域や政治的リーダーとしての要件、金融機関からの融資にとって重要である。田中(2014)の調査で、男性は妻が土地を保有する場合、収益や処分など、土地管理における意思決定は男性が行うものと回答する男性が多数であることがわかっており、社会的に女性は土地管理において従属的な位置づけがされている。したがって、離婚時や死別時は、夫側の家族に土地を奪われる例も多々あり、土地が生活に不可欠な農村部の女性は再婚によって再び土地を得る方法が、家父長制の文化が強いタンザニアやエチオピアにおいて一般的である。しかし、再婚も不可能であり、土地を得ることのできない「土地なし」の女性は、街に出稼ぎに行くという例もある。農村部の女性は、十分な教育を受けていないことが多く、UNESCO (UIS) によると、エチオピアの女性の識字率は 2017 年時点でおよそ 44%となっている。学歴がなければ、都会で就くこのできる職の幅は狭い。Birtukan(2016)によると、エチオピアにおいて土地を失った女性は、街に出てもメイドや娼婦といった職業に就く女性が多く、結果的に HIV 患者が増加するという問題が生じ

---

[5] 目標 5:女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。

[6] 「家父長制」という概念は、17 世紀以降に欧米で成立した。分析概念としては、主に二つに分けられる。(1)特定の支配形態や家族形態を示すものとしての「家父長制」(patriarchalism)、(2)権力の所在が男性 (家父長) にあることを示す「家父長制／父権制」(patriarchy)である。1970 年代以降のジェンダー論は(2)を用いる(三成 2014)。本稿でも、(2)の意味で「家父長制」という言葉を用いる。

[7] 土地権の進化論とは、人口圧力の増加と土地の希少化、および市場統合に伴い、土地権の固有化が起こり財産権の私有化の確立に導かれるとする理論である。土地の私有化による土地登記が進み、市場化を通じた土地の集約化が生じ、慣習法のもとでの不確実な所有制度が廃止され農業生産および投資が高まるとする(田中 2014)。

る。

土地という財産を獲得する女性の権利は法律によって規定されているわけだが、いまだに女性の土地保有率が男性と比較して非常に低いという事実は、その権利が行使されにくい状況にあるということを示唆している。これは、法律によって女性の権利が守られているとは言えないだろう。しかしまた、少数ではあるが土地を保有する女性が存在することも事実である。こうした状況を踏まえ、本稿では、サブサハラ・アフリカ地域の中でも家父長制文化が強いエチオピアを事例として、女性の権利が行使されるのはどのような状況の時なのか、女性の土地保有権[8]を獲得する条件を分析する。

第 2 節　研究目的及び意義

本研究では、サブサハラ・アフリカ地域における男系社会の中で、女性がどのようにして土地のアクセスを得ることができるのかということに着目する。とりわけ農業が主な産業であり、農業労働人口が多いサブサハラ・アフリカ地域では、男女両方にとって土地は生活に不可欠な資源であり、資源の安全保障として土地保有権を持つことは重要である。しかしながら、女性の土地保有率は男性よりも低く(FAO 2013)、さらには土地管理における女性の立場は男性よりも弱い(FAO 2013)ことがわかっている。その中でも、土地を保有する女性の例はいくつかある。それらの女性はどのようにして土地保有権を獲得しているのか、その条件を明らかにすることを目的とする。本研究で、女性差別的な文化・慣習がある中でも、女性の土地保有が可能となる条件を明確にすることで、女性の土地へのアクセス改善を推進する政策の一助になるだろう。

第 3 節　研究の方法

本研究では、文献調査とフィールドワーク調査から得たデータを使用して分析を行う。フィールドワークの対象国は、家父長制的な文化の強いサブサハラ・アフリカ地域の中でも、社会主義的土地政策から経済自由化の方向に進み、土地再分配政策をとったエチオピアとし、法律で女性の土地保有が守られつつも、慣習によって土地保有が困難であ

---

[8] 大山(2015)や吉田(2015)、児玉(2014)など、数々のアフリカにおける土地制度に関する論文において、土地の「所有」ではなく「保有」という言葉が使用されている。本稿でも、土地の所持において、「所有」ではなく「保有」という言葉を使うこととする。エチオピアを含む多くのアフリカ諸国では、土地は国有のものとされている国が多く、名義登録は可能であるとしても土地は国に属するため、いつでも国に没収される可能性を秘めている。したがって、永続的な私的所有ではないため、一時的に土地を保持することが可能である権利として「土地保有権」という表現を使うこととする。

る状況をみる。調査対象地域は、エチオピアの中でも農業が盛んな南部諸民族州ガモ・ゴファ県とし、男女両方の世帯主を含めた 30 世帯に半構造化インタビューを行う。調査対象者は、調査期間中(2019 年 8 月 30 日〜9 月 7 日)に直接世帯訪問をし、調査に協力してもらうことができた 30 世帯となっている。

第 4 節　研究の構成

本稿の内容は、次のように構成される。

第１章では、エチオピアにおける土地保有制度の歴史的背景から現在に至るまでの制度の変遷を概観して整理し、現在の土地保有制度をまとめる。

第２章では、財産管理における女性の状況を先行研究から得られるデータを使って示す。財産は、土地と土地以外に分別し、第１節および第２節では土地の保有率や保有面積を男女で比較する。第３節では、土地以外の財産である現金収入や家などにおいて、その管理に女性がどれほど関わっているのかを示す。

第３章では、女性の土地保有が男性よりも少ない要因を分析する。

第４章では、フィールドワーク調査から得られたデータを分析する。性別、収入、職業、その地域の居住歴等の観点から、土地を獲得できる人の条件を明らかにする。

第１章　エチオピアにおける土地保有制度の変遷と現状

第１章では、エチオピアにおける土地保有制度の歴史を概観する。帝政期から現在に至るまでの土地政策が行われてきた歴史的背景を整理し、どのような政策が行われてきたのか、その内容を把握する。

チオピアの政治体制は、次の３つに分けることができる。１つ目は、1974 年まで続いた帝政期である。次に、1974 年から 1991 年まで社会主義を標榜したデルグ政権、そして最後に、経済自由化を志向するエチオピア人民革命民主戦線(EPRDF: Ethiopian People's Revolutionary Democratic Front)政権である。

第１節　帝政前期(1855-1936 年)

1930 年から 1974 年までの間、ハイレ=セラシエ１世が政権を握っており、エチオピアの土地保有制度は封建的な仕組みになっていた。したがって土地は、皇帝やエリート階級によって支配されていた。

第１項　北部エチオピアの土地保有制度

土地に関する権利は大きく２つに分けられており、１つ目は「リスト(*rist*)」、２つ目は「グルト(*gult*)」と呼ばれる。リストとは、「土地の使用権」を意味する権利のことであり、グルトは「土地の保有権」を持つことが許される公職の一種のことである。何世紀にもわたって、エチオピアの統治者は、グルト権とリストという形で国民に土地を分配していた。グルトは、軍事奉仕に対する褒賞として、皇帝から徴税権、行政・司法権が与えられる。皇帝への貢納を怠ると、グルトは剥奪される仕組みになっている。皇帝によってグルトを与えられた者は、その地域の統治を行うのと引き換えに、農民から税金を徴収し、労役を貸すことが可能とされた。また、グルトには土地を保有する権利と共に使用権も含まれているので、実際に自分で土地を耕作することも可能であった。しかし、先述したようにグルトは公職の一種とみなされたため、原則として、その権限を相続や売買によって譲渡することは不可能であり、在職期間中あるいは一代限りのみの権限であった(Daniel 2015, 小倉 1988)。

一方で、リストは土地を「保有」する権利はなく、あくまでも「使用権」のみが与えられる。この権利はグルトとは違い、相続されることが可能であり、祖先がその土地の使用権を保持していれば、子孫もその権利を主張することができたため、土地の家族共同体的な保有が可能であった。リストは、家族代々受け継がれていく権利であるので、使用権を有する土地においては、家族が自由に使用、賃貸、継承することが許されていた。土地そのものは国に属するので、土地を売買する権利を持つことはできないが、それを除けば、いわば個人所有のような使い方が可能であったのである。その代わりに、

その土地におけるリストを持つ者は、その土地の税金を支払う義務があった。また、土地は家族のみに相続することが許されたので、家族以外の他人に賃貸、継承することは不可能であったため、子孫に相続するにつれて、農地の規模は縮小されていった。したがって、農地保有地の細分化による土地不足が北部で問題となっていた。なぜなら、土地が不足していることで農業生産の発達に悪影響を及ぼすほか、土地係争が頻発したからである(Daniel 2015)。

リストを持つ者の義務は、主に２つに分けられた。１つ目は土地税(*giber*)の支払いである。土地税は、金銭ではなく、生産物の 5 分の 1 に相当する現物であり、その地域のグルト所有者を通して中央国家に納める必要があった。２つ目は 10 分の 1 税(*asrat*)の支払いである。10 分の 1 税は、全ての生産物のうちの、10 分の 1 を州に支払う義務である。これらの２つは、公式的な義務として農民に課せられ、納税を怠ると、土地は州に没収され、農民は土地を失うという仕組みになっていた。したがって、リスト権を持つ者は、「納税者」を意味する「ギャバー(*gabbar*)」として認識されていた。

土地を保有する選択肢の１つとして、様々な形態で州に奉仕するという条件で、政府から土地が分配されるというものがあった。州への奉仕の形態としては、兵士、司祭、その地域の統治者、裁判官などがあり、それらに所属して国や州へ奉仕する者には、報酬として政府が所有する土地を与えられるという制度が存在した。その代わり、義務を履行しなかった場合には、与えられた土地は州に没収されるという条件があった。

国有地の最大の受益者と考えられたのは、エチオピア正教会をはじめとする聖職者たちである。その中でもエチオピア正教会は最も優遇されており、４世紀初頭のアクスム(Axum)[9]で設立された当時から 21 世紀に至るまで、Axum の聖マリア大聖堂、Abba Garima の修道院、Debre Damo 及び他のいくつかの宗教施設が土地を与えられてきた。1974 年の革命到来まで、教会は国土の 3 分の 1 を支配していたと言われている(Daniel 2015)。しかし、その他の国民と同様、土地を確保し続けるためには、司祭の子孫も後継者として司祭になる他に選択肢はなく、教会に奉仕し続けなければならなかった。

上述したように、政府は様々な形態で国家に奉仕し続ける人々に土地を分配していた。エチオピアでは金や銀といった鉱物が豊富に採れなかったため、金銭の代わりに土地を報酬として国民に分配し、土地を耕作する人々から現物で税金を徴収するという形をとっていた(Daniel 2015)。

したがって、土地は政府が国家を機能させる手段として大きな役割を持ち、政治的にも社会的にも非常に重要なものとして位置付けられていたと考えられる。

---

[9] アクスム(Axum): 紀元前 1～8 年のアクスム王国、またはアクスマイト(Aksumite)帝国時代の首都。現在のエリトリアとエチオピア北部のティグレイ(Tigray)地域に位置する。

表 1 エチオピアにおける土地とその権利の種類

名称	内容
リスト	祖先から代々土地使用権を受け継ぐ家族共同体的保有の権利。
グルト	徴税権、行政・司法権を持つ公職。

出所：小倉(1988: 7)から筆者作成

第２項　南部エチオピアの土地保有制度

エチオピアの南部地域は、１９世紀後期、1875 年から 1889 年の間にメネリク(Menelik)皇帝の支配下に置かれた。メネリクの支配を受け入れた地域では、人々はそれまで保持していた地位と土地をそのまま保有することができたが、メネリクの軍隊の侵入に抵抗した地域では、土地は、敗北後に没収され、貴族、教会、メネリク皇帝の軍隊、兵士に分配された。また、土地を没収された後も、土地のないギャバー(*gabbar*)としての生活を強いられた。北部におけるギャバーは「納税者」を意味したが、ここでのギャバーは逆説的な意味で、土地を耕す者や、建築を行う者といった、「労働力を提供する者」を表した。メネリクの侵略により、南部にいた大半の先住民は土地を失い、北部からの入植者の土地を耕し、労働力を提供し、家を建てるなどの方法で入植者の世話をする義務が課せられたのである。当時最も一般的であったのは、入植者が土地を獲得した後、土地の一部を私的使用のために確保し、土地の残りの部分を南部の先住民であるギャバーに分配した。その土地でギャバーが生産した農作物の 3 分の１を税として入植者が徴収し、政府に十分の一税を納め、残りの農産物はギャバーが消費することを許した。したがって、南部の土地政策の特徴は、新しい行政官とその支持者への土地の割り当てであり、南部の先住民は土地なしのままであった。 北部の人々は、南部の地域に定住するよう奨励され、土地分配の受益者となった。その理由は２つあり、１つは戦争での奉仕のために償還すること、もう１つは新しく分配された土地を効果的に占領することである(Daniel 2012, Daniel 2015)。

南部の土地保有のもう 1 つの特徴は、土地保有の個人所有権の導入である。一般に、南部の私有地の所有権は、メネリクによる征服後の土地の収用と再分配から発展したと考えられている。土地が国家から個人へ、そして個人間での販売を通じて取引されたことがわかっている。 メネリク皇帝はまた、南部地域に新しい土地測定 (qelad) と税制を導入した。新しい土地税は、実際の耕作者であるギャバーによって支払われ、土地の保有者ではなく、ギャバーと賃借人の負担が増加した(Daniel 2015)。

第2節　帝政後期（1941[10]-1974年）

ハイレ＝セラシエ１世(在位1930-1974年)は、1936年から1941年の５年間にわたるイタリア占領によって弱体化した各地の地方領主を排除し、制度の中央集権化を進めた。それに伴い、1966 年には全てのグルトの権利が廃止され、これまでのグルトを通した貢納をなくし、各農民が領主を経由せずに直接税金を政府に納めるよう制度改革が行われた(Perham 1969: 354-355, 児玉 2016)。制度改革の背景には、土地税や十分の一税といった、現物を収集する伝統的な徴税方法では、国家開発に十分な金銭を生み出すことができなかったことが挙げられる。上述の通り、土地税や十分の一税は穀物や、塩、蜂蜜、牛などの現物で徴収されたため、政府はそれらを現金化するために市場に持っていく必要があった。また、それらの税はグルトを介して徴収されたため、グルトが貢納物の一部を私的に利用するなど適切に政府に納められたわけではなかった。したがって、伝統的な徴税方法は効率的ではなく、十分な金銭を得ることはできなかった。そのような問題を是正し、土地から十分な金銭を収集するために、土地保有権と土地税に関する法令が公布された。(Daniel 2015)

1941 年の土地税令では、ギャバーによって支払われた全ての税金は、政府に直接収められることが決められた。つまり、これまでのグルトを介した徴税方法を廃止したのである。

1942 年の土地税宣言では、全ての土地税は、現物ではなく印刷された紙幣で支払われるべきだとした。宣言の第3条（ii）は、土地面積とその出生率に基づいて課税額を定めた。土地を肥沃、半肥沃、荒地、に分類し、それぞれに対して15、10、5エチオピアブル(Birr)を課した。しかし、この宣言は以前の土地税と十分の一税に取って代わるのかどうかという点で明確性にかけていた。よって、次に1944年に２番目の宣言Proc. No. 70/1944が公布された。

1944年の土地宣言では、第4条に基づき、3種類の土地の肥沃度に沿ってそれぞれに異なる税率が課され上に、十分の一税と土地税の代わりになる納税が定められた。例えば、一部の州（Shoa、Arusi、Harar、Wollo）の場合、肥沃な土地に設定される金額は、十分の一税の代わりに35ブル、土地税の代わりに15ブル、半肥沃な土地には十分の一税の代わりに30ブル、土地税の代わりに10ブルであった。荒地の場合、十分の一税の代わりに10ブル、土地税の代わりに5ブルとされた。実際、この法律は、以前の法律と比較して農民の税負担がさらに増加することとなった。

この宣言のもう一つの特徴は、国のすべての地域に同じ税率を課していないことであった。北部の州は、土地がまだ測定されていないため、古いシステムを継続することさえ許可されていた。これらの公平性に欠ける制度によって農民の負担が増えたことによ

[10] 1936年から1941年までの5年間は、イタリアによる占領期のためハイレ=セラシエ1世の統治は中断されている。

り、農民の反乱が勃発するようになった。

農民の反乱を受けて、政府は1966年にグルト制度を廃止し、そして1967年に農業所得税を導入して所得税を改正した。この宣言の特徴の一つは、十分の一税の支払いを廃止したことである。前述したように、耕作者はかつて農産物の10分の1を、グルトを通じて政府に納めていた。農民に対して権力を持つグルトは、政府に納めるはずの税を私用に使い、必要以上に農民から生産物を搾取することが可能だった。したがって、この税を撤廃したことで、再度グルトの権力を弱体化させ、それによって農民の負担を軽減させようと試みた(Daniel 2015)。

表 2　土地政策変遷の概要

年	政策	内容
1941年	土地税令	グルトを介した徴税方法を廃止し、税金は政府に直接納めるべきとした。
1942年	土地税宣言	・全ての土地税は現物ではなく、印刷された紙幣で支払われるべきとした。 ・土地面積とその出生率に基づいて課税額が定められた。
1944年	土地税宣言	十分の一税と土地税の代わりになる納税が定められた。
1966年	グルト制度廃止	全てのグルト権利を廃止。
1967年	農業所得税の導入	十分の一税の支払いを廃止。

出所：Daniel(2015)より筆者作成

しかし、この改革は不徹底なものに終わり、農民にとっても納税に対する十分な見返りがないことから反発も強く、政府が予測した税収よりも大幅に下回る徴税しかできなかった。たとえば、現在のアムハラ州の一部となっている当時のゴッジャム州の1968年の税収に関する報告では、予定された税収に対して実際には14%しか徴収できていない(Gebru 1996: 169,178)。

第3節　デルグ政権期(1974-1991年)

1974年、ハイレ＝セラシエ政権は社会主義革命によって打倒され、1974年から1987年まで、エチオピアはデルグ政権(臨時軍事行政評議会:the Coordinating Committee of the Armed Forces, Police, and Territorial Army)による軍政下に置かれた。

第1項　土地再分配政策

1975年、デルグ政権は「農村部の土地の公的所有に関する布告 (Public Ownership of Rural Lands Proclamation No.31/1975)」 によって、土地を国有化し、農民に土地を再分配した。ここでの分配とは、法律上土地は国に属するため、私的所有権の分配ではなく保有権の分配を意味する。Proclamation No.31/1975の第3条では次のように述べられている。

“As of the effective date of this Proclamation, all rural lands shall be the collective property of the Ethiopian people. No person or business organization or any other organization shall hold rural land in private ownership.”

「すべての農村部の土地はエチオピアの人々の集合財産でなければならない。そしてそれは個人、事業組織、その他の組織が農村部の土地を個人所有することを禁止する。」

以上の宣言によって、エチオピア南部で農村部における土地の私有権を完全に排除した。

一方で、この宣言によって、土地のない人々は自由に土地にアクセスできるようになった。この法律は、耕作する者のために、十分な農地を得られる機会を提供した(第4.1条)。世帯に割り当てられる土地の大きさは、可能な限り等しく農民が獲得できるよう、最大10haが許可された(4.3条)。また、労働者を雇って自分の土地を耕すことは許されなかった。ただし、弱者、病人、未亡人、未成年者は除かれる(4.5条)。

土地の分配が行われるまで、全ての賃借人または雇用された労働者は、彼らが使用する土地に対する保有権を有すると述べられた。一方、「土地をすべてリースした家主は、賃借人と土地を等しく共有する」(第6.1条) と述べられた。この宣言によって、家主と賃借人の関係を廃止し、賃借人は家賃、借金、またはその他の義務から解放された。

土地が州/公有財産になったので、個々の農民に与えられる権利の範囲を区切ることも重要だった。「土地の譲渡の禁止」というタイトルの下で、宣言の第5条は次のように述べている。

“No person may by sale, exchange, succession, mortgage, antichresis, lease or otherwise transfer his holding to another; provided that upon the death of the holder the wife or husband or minor children of the deceased or where these are not present, any child of the deceased who has attained majority, shall have the right to use the land.”

「いかなる人も、売却、交換、承継、抵当(担保、ローン)、アンチクレシス(antichresis)[11]、リース、またはその他の方法で保有権を他者に譲渡することはできない。ただし、保有者が死亡した場合、故人の妻、夫または未成年の子供、またはこれらが存在しない場合は成人に達した故人の子供は土地を使用する権利を有する。」

また、この宣言 31 号第 4 条第 1 項、第 2 項[12]によって、女性も土地保有権を持つことができる者として明記されるようになった。しかし実際には、この宣言によって女性に十分な利益がもたらされたわけではなかった。その理由として以下の３つが挙げられる。第一に、デルグ政権期の土地政策は世帯の各構成員ではなく、世帯主に土地が分配された。土地は夫の名前で登録されるので、既婚女性は単独で土地を得ることはできなかった。ただ、土地は世帯主に分配されるので、女性が世帯主であれば単独で土地を得ることは可能であると言える。第二に、宣言 31 号に記載されている「個人的に土地を耕作」するという表現は、耕作に牛を使用すること(牛耕)を意味すると解釈され、それは女性にとってマイナスな影響を与えることになる。なぜなら、伝統的慣習から牛は男性が利用するものとされており、女性が牛耕をすることはないからである。そのような解釈は、女性が土地にアクセスし、管理することに対する障害となる。第三に、女性であっても、世帯主であれば土地を保有することは可能だが、割り当てられる土地は肥沃ではなく、湿地、耕作が難しく整地のための労働力が必要な土地、そして家から遠く離れている土地であった(Meheret 1994)。上記の理由から、女性は男性ないし男性の親族なしには土地の所有を主張することができなかった(Birtukan 2016)。

---

[11] 債務者が債権者に借金の利息と元金を支払うことができるように不動産の使用を与える契約のこと。

[12] Proclamation No.31/1975

4.1) Without differentiation of the sexes, any person who is willing to personally cultivate land shall be allotted rural land sufficient for his maintenance and that of his family.

2) Any person who has been a landowner and is willing to personally cultivate land shall likewise be allotted land.

第 4 節　EPRDF 政権期(1991 年以降)

1991 年に武力によって社会主義政権であるデルグを倒し、1994 年に憲法を制定し、1995 年に正式にエチオピア連邦民主共和国(Federal Democratic Republic of Ethiopia)を樹立した。EPRDF 政権の土地政策における大きな特徴は、土地登記の導入である。経済自由化を掲げる EPRDF 政権は、デルグ政権時代と同様に土地の私的所有権を認めてはいないが、全国的に土地登記を行い、土地の賃借や譲渡を可能にするなど、農地利用に関する規制を緩和して農民の土地保有権を保護する方向性を示している。しかし、連邦制をとっているため、その地域で多数派となる民族ごとに連邦州を制定し、州によって法律が作成されるため、具体的な土地の規定については州ごとに異なっている(児玉 2014)。

農村部の土地登記は 1997 年にティグレ(Tigray)州で始まり、2003 年にアムハラ州、その後 オロミア州や南部諸民族州などで始まった(USAID, n.d.:9)。登記によって保証される権利は、個人または配偶者との共同土地使用権である。共有地については、地方政府とコミュニティが使用権を持つ(Solomon,2006:167)。

FDRE 憲法の採択後、連邦政府は 2005 年に新しい「農村土地管理および使用宣言(Proclamation 456/2005)」により、「生計のために農業に従事する農民と牧畜民には無料で農村の土地を与える」と宣言している(第 5.1 条)。土地を得ることができる条件は、以下のようにまとめられる。

①18 歳以上の人で、農業が生計の手段または職業である人は、性別に関わらず、女性でも農業に従事したい人は、農業活動のために土地を要求することができる。

②土地を取得したい人は、農地のある地域に居住している必要がある。

１つ目の条件は、女性の土地取得の権利が明記されている。２つ目の条件に関しては、連邦土地法には明確に示されていないが、地方の土地法には明示されている内容である。したがって、上記２つの条件を踏まえると、エチオピアの農村部の土地を取得するためには、農地のある地域に居住していることと、農業を職業としていることが重要な条件であることがわかる。これら２つが条件になる理由は、エチオピアでは人口圧力のために農村部の土地不足が問題となっており、農地のない地域に居住している人や、他の職業から収入を得ている人に土地を与えることは難しいということが挙げられる(Daniel 2012: 9-10)。

第 1 項　農民協会の役割

土地の管理と分配の任務は、農民協会（Peasant Association）に与えられた。1974 年の土地改革宣言により、デルグ政権によって最下層の農村行政であるバラバット(the balabat)[14]が廃止され、農民協会が結成された。農民協会の機能は、主に土地の再分配、土地紛争の解決、地域での開発活動の実施、村落化プログラムの実施などとされ、EPRDF 政権に代わった現在では、土地購入の際の申請は農民協会を通すことになっている。

土地購入の方法は、まず土地を欲する者が、耕作する土地を持っていないということを農民協会に申請する必要がある。農民協会はその申請を Woreda(郡)レベルの政府に通し、中央政府まで順にレターリレーが行われ、中央政府の許可を得る必要がある。しかし、1～2ha ほどの少量の土地であれば、Woreda レベルの政府からの許可のみで土地申請は受理されるようになっている。

図 1 土地申請の段階

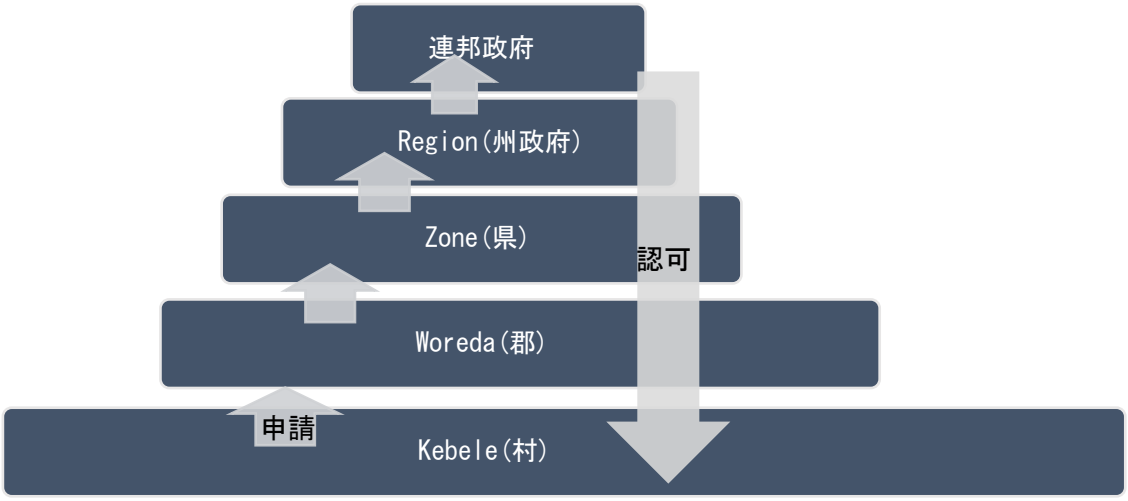

出所：農民協会へのインタビュー調査を基に筆者作成

申請を受理する手続きには、まず申請された土地を行政が GPS を使って測る必要がある。次に申請者は 1ha につき 30 ブルを支払い、どこまでが申請者の土地の区画なのかを示した証明書が発行されると言う流れになっている。

---

[14] 多くの場合、中央に任命された地域および地方自治体は先住民族の指導者の援助を必要としていた。 言語・文化的障壁、限られた資金によって、中央政府は人々を統制するためにバラバットの称号を与えられた先住民族の伝統的指導者に頼る必要があった。バラバットは地位が低く、知事または地区の管理者の下に置かれた。 バラバットの主な機能は、治安を維持し、地方自治体が税金や年貢を集めるのを補助することだった。さらに、メニリク（Menilik）の土地収用計画を支援し、地域の 3 分の 2 の土地を押収した。その見返りに、バラバットは土地の押収から免れた(Ayele, 2011 :5)。

第 2 章　財産管理における男女差

第 1 章で概観した、女性の土地保有が法律上認められるようになった事実を踏まえて、本章の第 1 節、第 2 節では、エチオピアにおいて、実際に農業労働に参加している女性の土地保有状況はどのようになっているのか、そのデータを示す。また土地だけでなく、その他の財産管理はどのようになっているのか、女性の財産管理における立場を示すために第 3 節でデータを表示する。

第 1 節　農地保有率の男女差

グラフ 1、2 は、女性と男性の土地保有率を保有形態別に示している。女性と男性が単独で土地を保有しているか、共同で保有しているかを区別している。共同保有権または単独保有権のどちらを考慮するかによってデータは大きく異なっている。男性と女性の土地所有における差異は、共同保有の場合は、ほとんど大差は見られないが、単独保有については大きなギャップが見られる。エチオピアでは、女性の 50%と男性の 54%が、単独でまたは他の家族と共同で土地を保有している。ただし、土地を単独で保有する男性 28%と比較すると、女性は 12%のみが単独での土地保有者となっている。このことは、女性が土地を保有する場合は、男性と比較して他の家族と保有権を共有する可能性が高いということを示唆している。

グラフ 1　性別による土地共同保有の分布

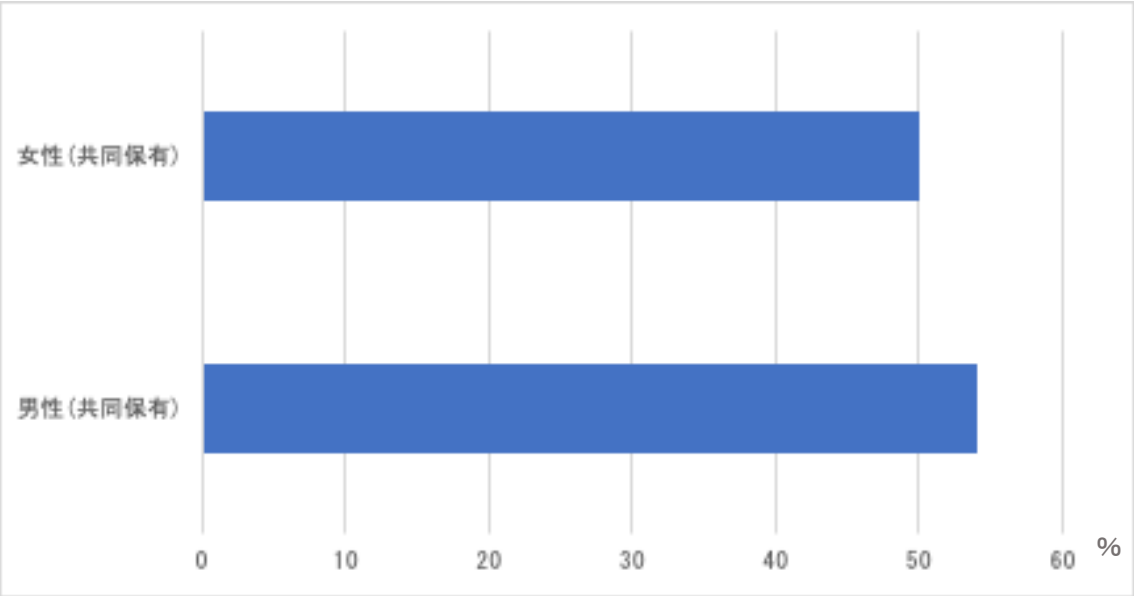

出所：Doss, et al (2015) に基づく FAO 性別および土地権利データベースより筆者編集

グラフ 2　性別による土地単独保有の分布

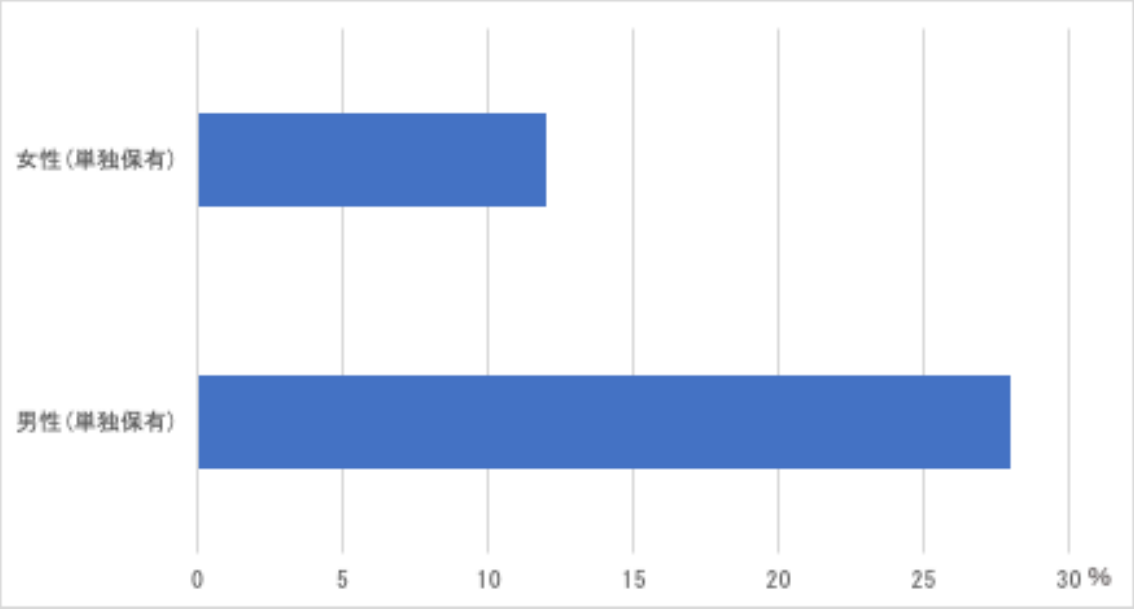

出所：Doss, et al（2015）に基づく FAO 性別および土地権利データベースより筆者編集

第 2 節　保有農地面積の男女差

グラフ 3 は、エチオピアにおける性別による農地の分布、つまり女性と男性が実際に保有している土地の面積と、男女で共同保有している土地の面積の割合を表している。共同で保有している土地の面積は、全体の 40%を占めているが、女性単独で保有している土地の区画は 15%であり、男性の区画の 3 分の 1 となっている。したがって、女性の区画は、男性の区画よりもかなり小さいということがわかる。この表から、男性と女性が保有する土地の量には大きな違いがあることがわかる。

グラフ 3 性別による土地面積の分布

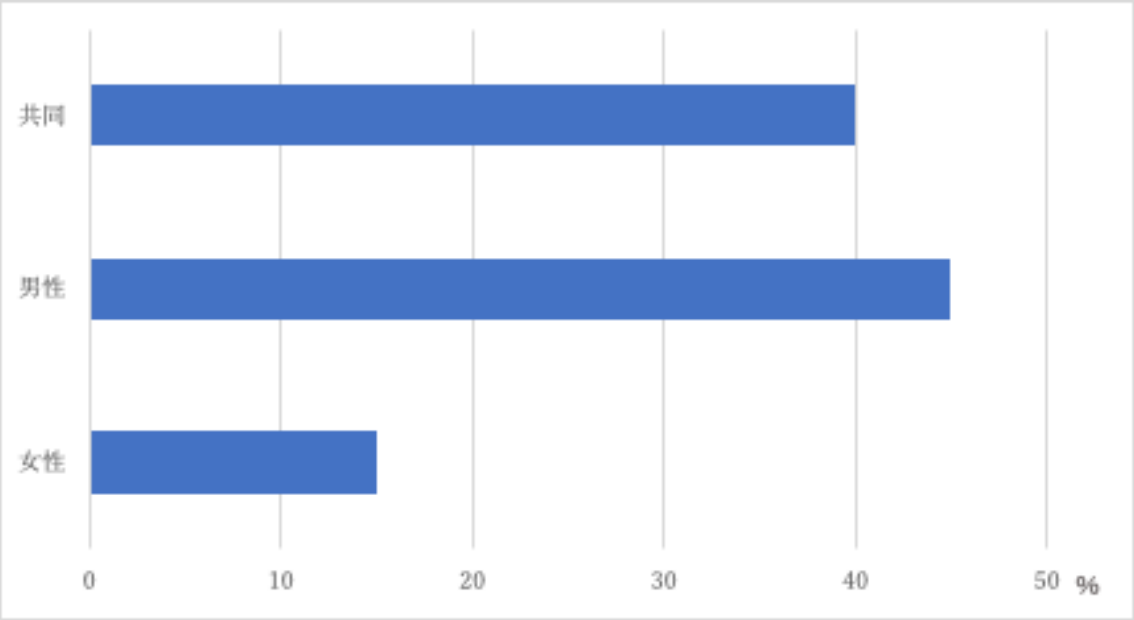

出所：FAO (2015) ”Gender and Land Rights”より筆者編集

第 3 節　土地以外の財産管理における男女差

本節では、土地以外の財産(現金収入、家、銀行口座)における管理、意思決定についてのデータを表示する。

第 1 項　現金収入の管理

CSA[15](2016)が行った、現金収入を得ている 15 歳から 49 歳の既婚女性に対する収入利用の意思決定調査によると、現金を稼いでいる女性の大半(62%)は、収入がどのように使われるかについての決定は夫と共同で行われていると回答している。自分自身で使い道の決定を下すと回答した女性は 30%であり、主に夫が決定すると回答した女性は 8%のみである。

[15] エチオピア中央統計局(Central Statistical Agency)。

グラフ 4 家庭の収入の管理

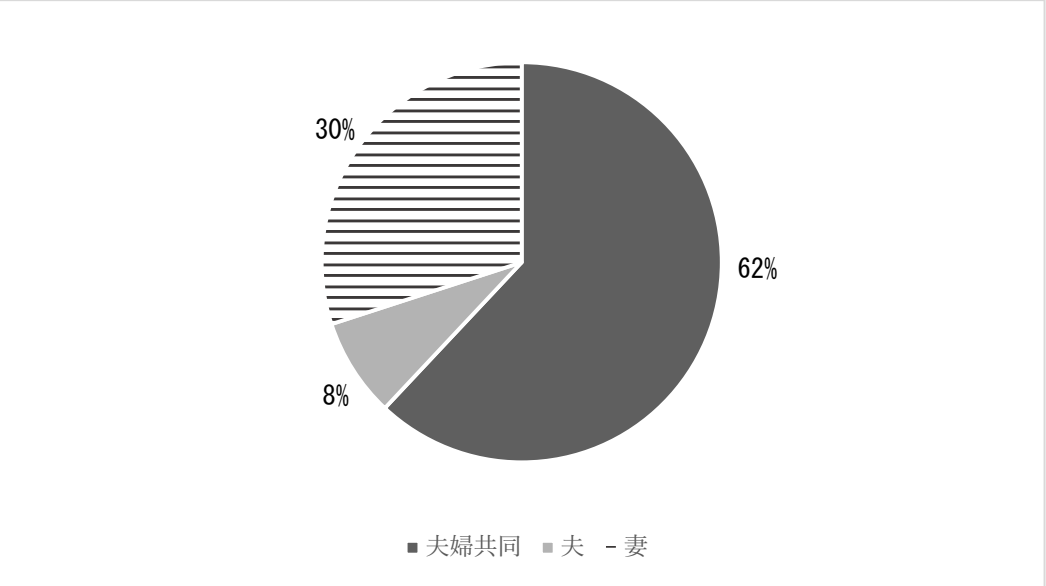

出所：CSA(2016)より筆者作成

CSA(2016)の調査によると、夫よりも収入の少ない女性は 58%と多数であり、21%は夫とほとんど同じ給料で、16%は夫よりも収入が多い。 夫の収入に対する女性の収入の大きさは、収入の使用方法に関する決定の管理に違いをもたらすとされる。夫よりも収入が多い女性の 45%は、収入をどのように使用するかを決定すると答えていますが、夫と同じ収入を得る女性は、収入の使い道を決めるのは 11%という結果が出ている。

また、現金収入のある既婚女性が収入をどのように使用するかを自分で決定する可能性は年齢とともに増加し、45～49 歳の女性でピーク(40%)に達する。

都市部と農村部で比較すると、女性自身で収入の使い道を決定する割合は都市部で 29%、農村部で 30%、また夫と共同で決定する割合は都市部で 67%、農村部で 59%となっている。夫が主に決定を下す割合は都市部で 4%、農村部で 11%となっている(CSA 2016)。このことから、都市部の女性よりも農村部の女性の方が、収入利用の意思決定において立場が若干弱いことがわかる。さらに、教育を受けていない女性(11%)は、中等教育以上の教育を受けている女性(3%)と比較して、夫が現金収入の使用方法を決定していると報告している(CSA 2016)。

第２項　家の所有率

エチオピアの場合、国有のものであるので土地においては「保有」という表現を使っているが、家においては私有のものであるので、「所有」という表現を使うことにする。家の所有率においては、15 歳から 49 歳の男女共に大きな差は見られず、男性の 51%、女性の 50%が家を所有しているという結果になっている。CSA(2016)の調査によれば、女性の 16%が単独で家を所有し、男性においては女性よりも家を単独で所有する割合が高く、35%となっている(CSA 2016)。

グラフ 5 男女別の家の所有率

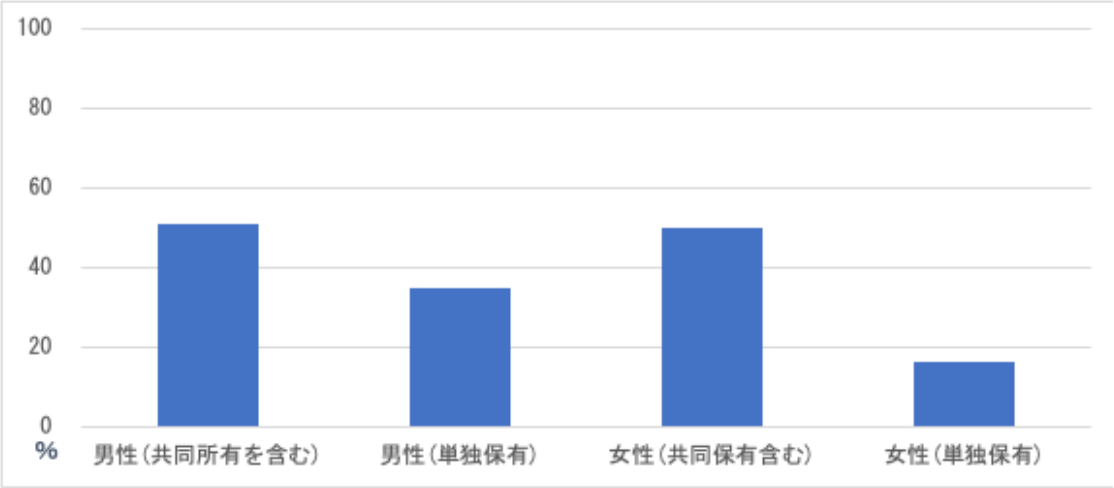

出所：CSA(2016)より筆者作成

第３項　銀行口座の使用率

CSA(2016)による、銀行やその他の金融機関の口座を使用しているかどうかの調査が行われた。グラフ 7 はその結果である。15 歳から 49 歳の男性回答者のうち、25%が銀行口座を利用しており、女性は 15%という結果になっている。男女ともに銀行口座の利用率は低いが、それでも男女別に差があることがわかる。

グラフ 6 男女別の銀行口座の使用率

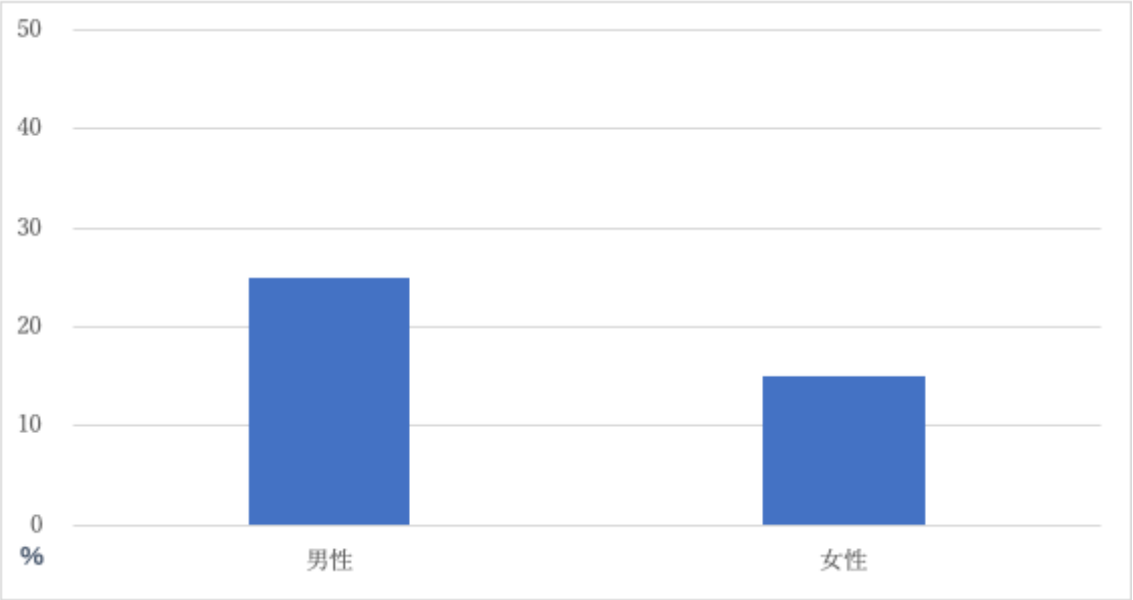

出所：CSA(2016)より筆者作成

第 3 章　女性の土地保有が少ない要因

女性の土地保有が少ない要因として、田中(2014)や Birtukan (2016)といった、多くの研究者が家父長制的な文化・慣習を挙げている。Teshome(2015)は、女性の経済的依存、低レベルの教育および社会的地位、そしてとりわけ社会文化的および制度的制約によって女性の土地保有は妨げられていると主張している。表 3 は Teshome(2015)がエチオピア南部諸民族州において、女性の土地保有を妨げる要因を 164 世帯にインタビューした調査結果である。Teshome の調査によると、調査対象者 164 世帯のうちおよそ 60%が、女性に対して差別的な文化・慣習が女性の土地保有を妨げる要因であると回答している。

表 3 女性の土地保有を妨げる要因に対する調査対象者の回答

要因	村(Kebele)				
	Mesh(%)	Gule(%)	Tegecha(%)	Mean(%)	平均(%)
女性に対して差別的な文化慣習	64.0	68.0	48.0	60.0	60.0
土地の権利に対する女性の意識の低さ	17.0	12.0	29.0	19.4	19.3
土地法の執行上の問題	8.0	12.0	11.0	10.3	10.3
地方自治体による支援不足	2.0	1.0	-	1.0	1.0
土地評議会のような指導的役割における女性代表の不足	1.0	2.0	1.0	1.3	1.3
一夫多妻関係	2.0	1.0	1.0	1.3	1.3
世帯/社会における女性の地位	4.0	2.0	8.0	4.7	4.6
女性の権利主張における消極性	4.0	2.0	2.0	2.7	2.6

出所: Teshome(2015)より筆者編集

土地の権利を主張し、土地認証プログラムの恩恵を受けるためには、自身の土地の権利を認識しているか、そのような権利を行使する能力が必要となる。Teshome (2015)の調査結果では、全回答者のおよそ 20%が、法的な土地の権利に対する女性の意識の低さが要因であると回答しており、社会的な文化・慣習の次に大きな要因として考えられる。

サブサハラ・アフリカ地域によくみられる家父長制的文化・慣習の主な例として、男性中心の相続制度が挙げられる。土地といった財産は、多くの場合男性である息子に相

続され、女性である娘は自分の家系からは土地を譲り受けることはほとんどない。したがって、女性は結婚によって、夫側の家族から夫が得た土地を共同保有することになる(Marcel & Agnes 2002: 13)。しかし、元々夫側から相続されている土地であるため、外部から来た妻の土地に対する権利は夫側よりも脆弱であり、離婚や死別などの場合には土地に対する財産権や相続権を夫側の家族に剥奪される事例がみられる(Daley 2008)。土地権の剥奪は、それに付随する収益権や営農権、さらに水利権の喪失であり、女性のみならず、女性に依存する子供やその他の家族の暮らしに影響を及ぼす(URT 1994)。以下はその事例である。

"A divorced woman experience in machacal woreda (East Gojjam)"

Upon the death of my father, I left to the nearby areas to find paid job. Sooner, I got married with a man and I gave birth to five children. Consequently, my husband becomes aggressive and bits me all the time. I requested my mother to get divorce with my husband. However, my husband refused to give me a piece of land to me and my children, since I was the one who wanted to get divorce. Me and my children go back to my mother's house, where one can find little food. I frequently asked my husband with community elders to give me my share. But he negatively responded that entitlement is given to me, not for you, just live as you did previously. The only option I had was working as a maid in the town, by abandoning my children with my old mother (Birtukan 2016).

「東 Gojjam の Machacal Woreda に住む離婚した女性の経験」

父親の死後、私はお金のために仕事を探しに近くの地域に出ました。すぐに、私は男性と結婚をして５人の子供を産みました。産後、夫は私に攻撃的になり、私に暴力をふるうようになりました。私は自分の母親に離婚したい旨を伝えました。夫に離婚したいと申し出たところ、夫は私や子供たちに土地の一部を分けることを拒みました。わずかでも食べ物のある実家に、私は子供たちと戻りました。地域の長老を含め、夫に土地の一部をもらえないか頻繁に頼みに行きましたが、夫は、土地の権利は私にではなく彼自身にあると主張し、結婚する前の生活に戻って生きろと言われました。私に残された唯一の選択肢は、子供を年老いた母親に預け、街でメイドとして働くことだけでした(Birtukan 2016)。

"Experience of widowed woman in Debre Elias woreda (East Gojjam)"

My marriage was not able to be blessed with children, though we had every resources. My husband died after four years of marriage. Forty days later after his death, the Peasant Association officials confiscated my land, without my awareness. When I realized that my land was appropriated, I requested the community leaders. They said that you do not have children and you are getting older and no possibility to remarry another man, the probability to leave this place is high as long as you have nothing to stay. Thus, since the law favors men over women, I was not able to go to the court (Birtukan 2016).

「東 Gojjam の Debre Elias Woreda に住む未亡人女性の経験」

私たちはあらゆる資源を持っていましたが、私たちの結婚は子供に恵まれませんでした。結婚して４年後に夫は亡くなり、彼の死から 40 日後に、何の知らせもなく農民協会の役人が訪れて私の土地を押収しました。土地は私に割り当てられていると地域の長老らに申し出ました。しかし彼らは、私は子供もいない上に歳も取っており、他の男性と再婚する可能性もないので、私はこの地域を出る可能性が高いだろうと主張しました。このようにして、法律は女性より男性を支持するため、私は裁判所に訴えることもできませんでした(Birtukan 2016)。

第４章　女性が土地保有権を獲得する条件

本章では、女性の土地保有が可能となる条件を明らかにするため、エチオピアでのフィールドワーク調査を通じて得られた結果を分析する。現地調査では、世帯主を対象として、世帯主の基礎情報である年齢や、世帯人数、宗教、居住歴、教育レベルなどを質問した上で、農地保有の有無、農地の入手先、農地を持っていない場合はその理由、主な生産物、生産物の使い道などを回答してもらった。

第１節では調査地の概要、調査対象者の基礎情報、調査方法について述べ、第２節で調査結果の分析を行う。

第１節　現地調査

第1項　調査地の概要

調査対象地は、エチオピア南西部に位置する南部諸民族州ガモ・ゴファ(Gamo Gofa Zone)県アルバミンチである。アルバ・ミンチ・ズリヤ市(Arba Minch Zuriya Woreda)のチャノミレ村(Chano Mille Kebele)、ボレダ市(Boleda Woreda)のムラト村(Mulato kebele)、ダバナ・ブロ村(Dabana Bullo Kebele)、ハンビシャ村 (Hambisa Kebele)の４つの村で調査を行なった。

図 2 エチオピア南部諸民族州の拡大図

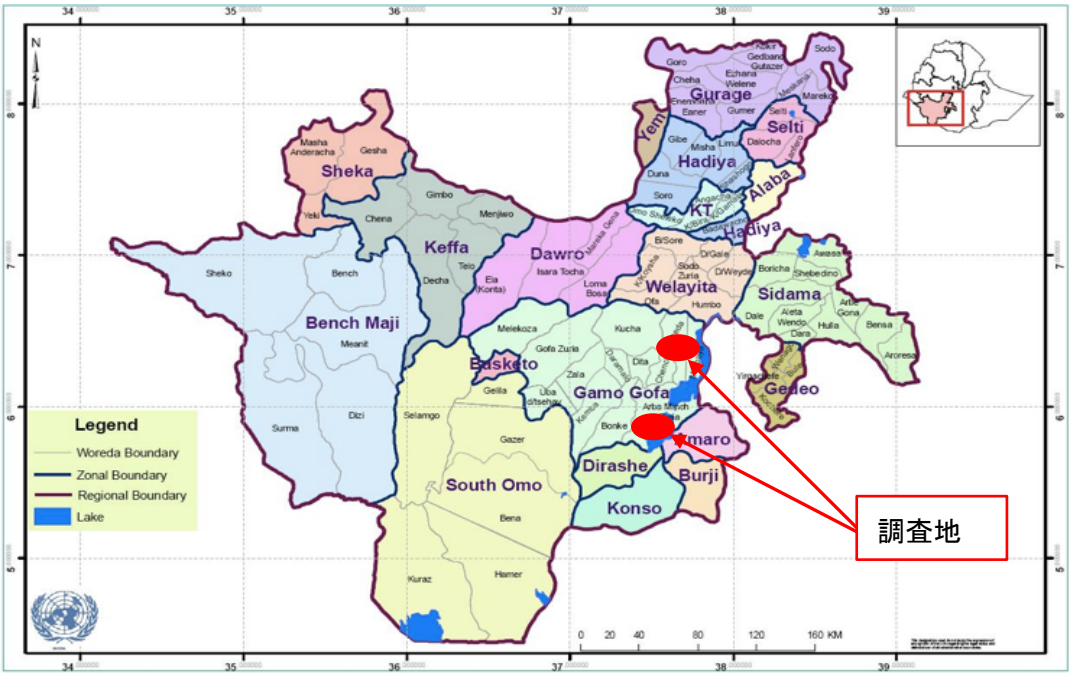

出所：Aynalem Adugna(2014)より筆者編集

図 3 エチオピアの行政区画

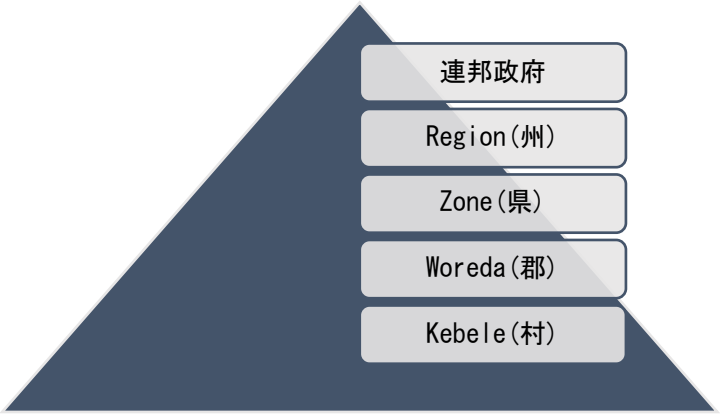

出所：筆者作成

南部諸民族州の人口はおよそ１千５００万人であり、エチオピアで３番目に人口の多い州である。州都はアワッサ(Awassa)であり、15 の zone(県)と 150 の woreda(市、郡)に区分される。ガモ(Gamo)族やオロモ(Oromo)族、アムハラ(Amhara)族など、93 の民族が存在し、92 の言語が話されている(CSA,2007)。

エチオピアの行政区画は、上から連邦政府、州(region)、県(zone)、郡(woreda)、行政村(kebele)となっている。行政村については、地域によって規模や区分がさまざまである。行政村は行政が決定した最小単位であるが、行政村の下に集落がある地域もあり、集落には代表者も存在するので、実質的な社会の単位は行政村よりもさらに小さくなっている地域もある(児玉 2017)。

表 4 調査地の行政区画別人口

地名	人口(人)		
	全体	男性	女性
南部諸民族州	14,929,548	7,425,918	7,503,630
Gamo Gofa Zone(県)	1,593,104	793,322	799,782
Boreda Woreda(郡)	67,960	34,460	33,500
Arba Minch Zuriya Woreda(市)	164,529	82,199	82,330

出所：The Central Statistical Agency of Ethiopia(CSA)の国勢調査(2007)より筆者作成

Boreda 郡は標高 2,000m を超える高地に位置し、住民のほとんどは家畜や農作物の栽培で生計を立てている。主な生産物はコーヒーや豆、メイズ(maize)、テフ(teff)[16]などである。

一方 Arba Minch Zuriya 郡は、標高 1,300m ほどであり、バナナやマンゴー、コーヒー、キャッサバ、モリンガ、生姜などが主な生産物である。農業は天候に左右されやすい上に、肥料などの投入物の価格高騰によって質も量も安定した収穫物を得ることが難しい状況にあり、Arba Minch Zuriya 郡のように街が近いところに住む住民は、農業だけでなく小売業などを営んで兼業して収入を得ていることが多い。

第2項　調査対象者

調査対象者は、世帯主が男性である世帯 25 と、世帯主が女性である世帯 5、合計 30 世帯である。Arba Minch Zuriya 郡の Chano Mille 村では男性世帯主の世帯が 7、女性世帯主の世帯が 0、全体で 7 世帯に対して調査を行った。Boreda 郡の Mulato 村では、男性世帯主の世帯が 4、女性世帯主の世帯が 3、全体で 7 世帯を対象とし、同市の Dabana Bullo 村では男性世帯主の世帯が 7、女性世帯主の世帯が 1 、全体で 8 世帯、Hambisa 村では男性世帯主の世帯が 7、女性世帯主の世帯が 1、全体で 8 世帯を対象として調査を行った。

表 5 調査地域別調査対象世帯数

調査地	調査対象世帯数		
	男性世帯主	女性世帯主	全体
Arba Minch Zuriya 郡			
Chano Mille 村	7	0	7
Boreda 郡			
Mulato 村	4	3	7
Dabana Bullo 村	7	1	8
Hambisa 村	7	1	8
合計世帯数	25	5	30

出所：筆者作成

[16] テフ(teff)とは、エチオピアで古くから食用に栽培されてきた草丈 40～100cm のイネ科の一年生穀類。穀粒は長さ約 1mm で穀類のうちで最も小さく，白色または茶色で鉄分を多く含む。畑で粗放に栽培された穀粒を集めて粉にし，バターと水で練り，数日間放置して発酵させた後、インジェラと呼ばれる直径 60cm ほどの薄焼きパンにする。肉や香辛料の多く入ったワットと呼ばれるカレーの一種とともに食べる。エチオピアの主食の半分を占めるといわれる(百科事典マイペディアより)。

回答者の基礎情報は以下の表 6 から表 11 にかけて示す。表 6 は、本インタビューの回答者の内訳を表している。調査の対象は世帯主だが、男性が世帯主の場合は留守であることが多く、回答者の半数以上は妻となっている。その他両親の不在等で息子や娘が回答する場合や、夫婦揃って回答する場合もあった。調査対象者と回答者が異なっているケースもあるが、その場合の回答者には世帯主についての情報を話してもらった。

表 6　回答者の内訳

回答者	妻	夫	息子	娘	妻と息子	夫婦
世帯数	16	10	1	1	1	1

出所：筆者作成

グラフ 7 は調査対象世帯主の年齢層を表している。18 歳～23 歳、24 歳～29 歳、30 歳～35 歳、36 歳～41 歳、42 歳～47 歳、48 歳～53 歳、54 歳～59 歳、60 歳以上(＞59)の 8 つに分類し、最年少の世帯主は 18 歳から 23 歳の間、最年長の世帯主は 100 歳であった。最も多い年齢層は全体で 36 歳から 41 歳および 60 歳以上であり、男性世帯主では 36 歳から 41 歳、女性世帯主では 60 歳以上であるが、全体でみると全ての年齢層が対象となっている。

グラフ 7 調査対象世帯主の年齢層

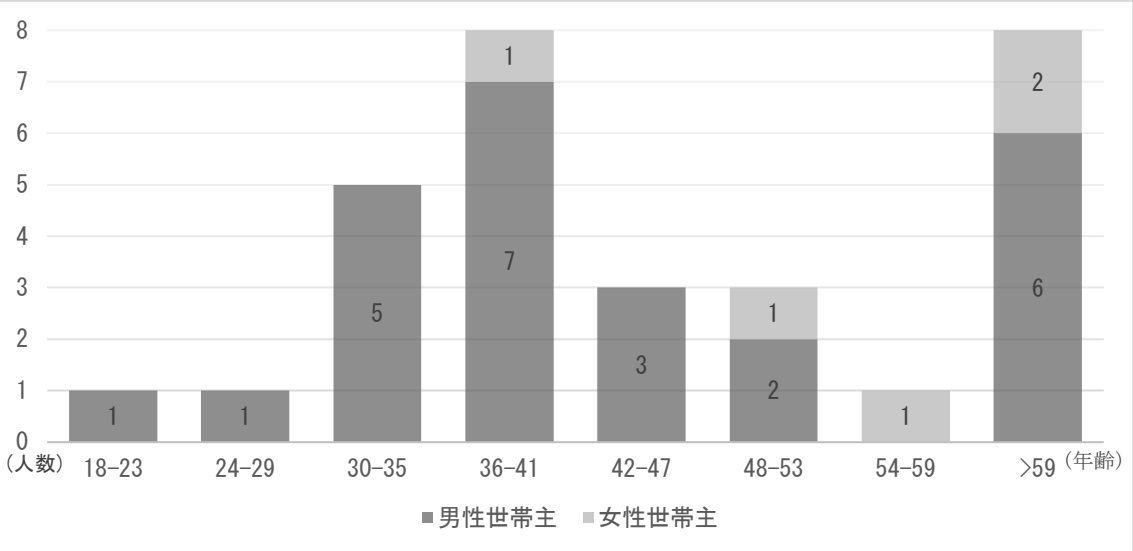

出所：筆者作成

グラフ８は、調査対象世帯主の結婚歴を表している。調査対象世帯主は全員既婚歴があり、全体ではおよそ８割が既婚者であり、残りの２割が寡夫/寡婦であった。男性世帯主は９割が既婚者であり、１割が寡夫、女性世帯主は全員が寡婦であった。

グラフ 8　調査対象世帯主の結婚歴

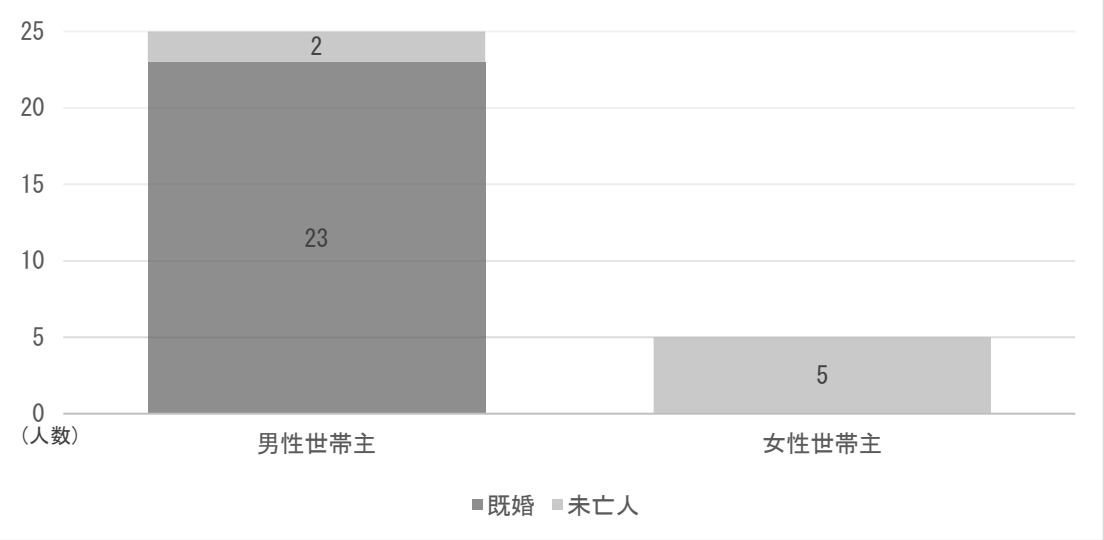

出所：筆者作成

グラフ９は、調査対象世帯の信仰宗教を示している。調査対象世帯の信仰する宗教はエチオピア正教会[17](Ethiopian Orthodox Tewahedo Church)またはプロテスタントの２つのみであった。プロテスタントが全体の７割を占め、調査対象地域ではプロテスタントが多数派であることがわかった。

[17] エチオピア正教会は、エチオピアで独自に発展した、４世紀ほどの歴史を持つ土着的要素の強いキリスト教である(石原 2014)。

グラフ 9　調査対象世帯の信仰宗教

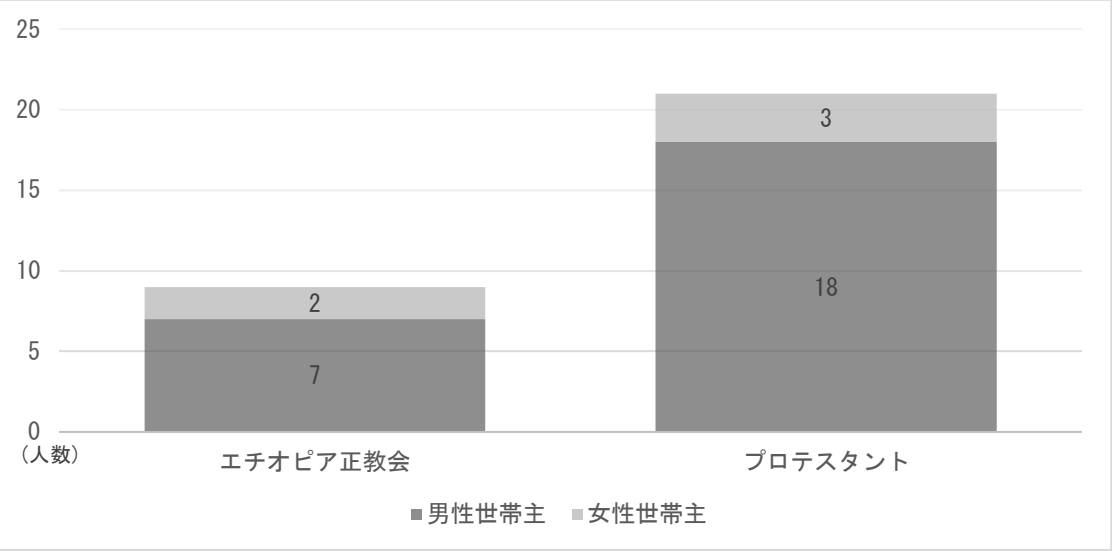

出所：筆者作成

グラフ 10 は調査対象世帯の世帯人数を表している。1 世帯あたりの人数は 7〜9 人が最も多く、次に 4〜6 人、1〜3 人、最後に 10〜12 人であった。子供が多い世帯もあれば、母親と同居する娘夫婦など、世帯構成は複数種類あったが、最も多いのは子供の数が多い世帯であった。

グラフ 10　調査対象世帯の世帯人数

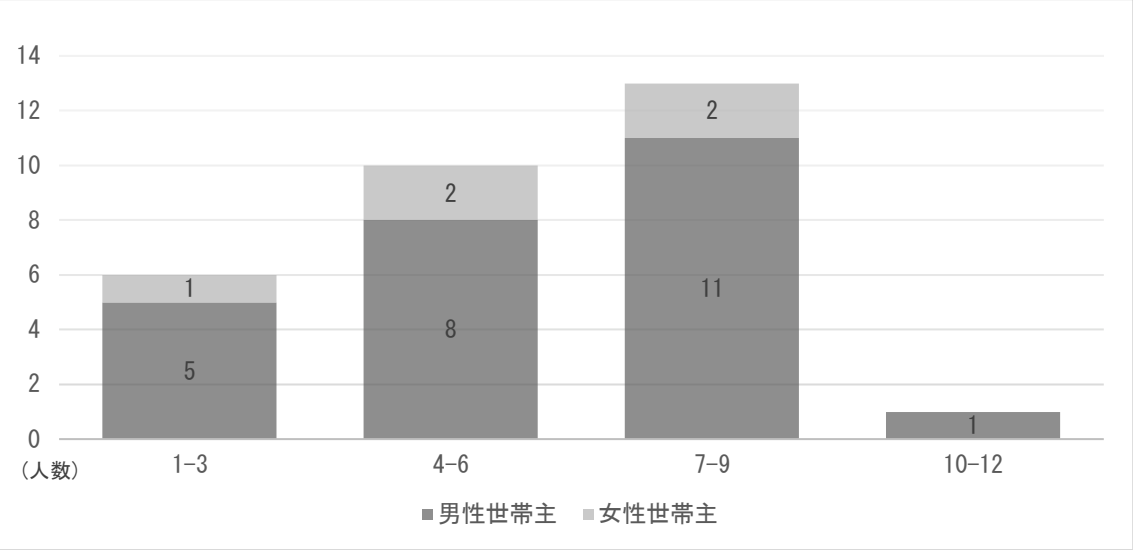

出所：筆者作成

グラフ 11 は、調査対象世帯主の教育レベルを表している。全体では、最終学歴が初等教育レベルである世帯主が最も多く、次に非識字、中等教育という順になったが、中には大学以上の教育を受けた世帯主もいた。非識字者は女性世帯主に最も多く、5 人中 4 人は読み書きができない状態であることがわかった。一方で、男性の非識字者は 5 人であり、男性世帯主の中で 2 割を占めていた。

グラフ 11 調査対象世帯主の学歴

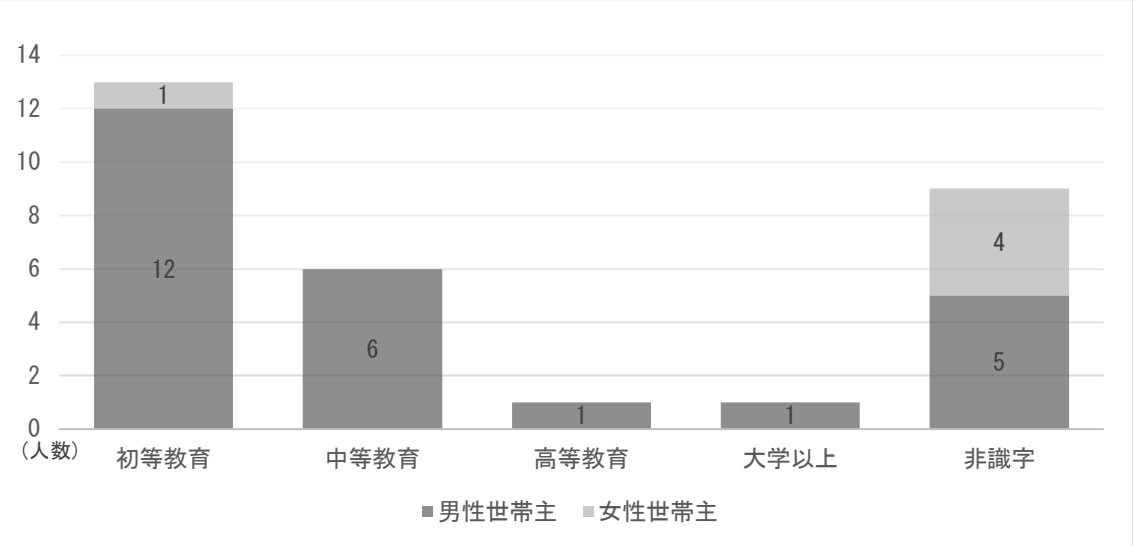

出所：筆者作成

第3項　調査方法

本研究では、半構造化インタビューを用いて調査を行なった。期間は、西暦 2019 年 8 月 30 日から 9 月 7 日の 9 日間である。基本的には事前に準備した質問票に沿ってインタビューを行ったが、会話を重ねる中で、用意した質問以外の情報も得ることができた。

調査の方法としては、２名の調査協力者に依頼し、農業を営んでいる世帯が多い地域を選択した。選択した地域の中で、１世帯ずつ直接訪問し、調査に協力してもらえる世帯に対しインタビューを行った。調査対象者はアムハラ語、またはガモ語を話すので、調査は通訳者を通して進められた。

第２節　調査結果からの土地保有を可能とする条件の分析

調査対象 30 世帯の内、土地を持つ世帯は 23 世帯、持たない世帯は 7 世帯であった。本節では、農地を保有する世帯と保有しない世帯に分けて、土地保有が可能である条件を世帯主の性別、収入、学歴、居住歴、職業、宗教、扶養家族数別に分析する。

グラフ 12　世帯主の男女別土地保有世帯数

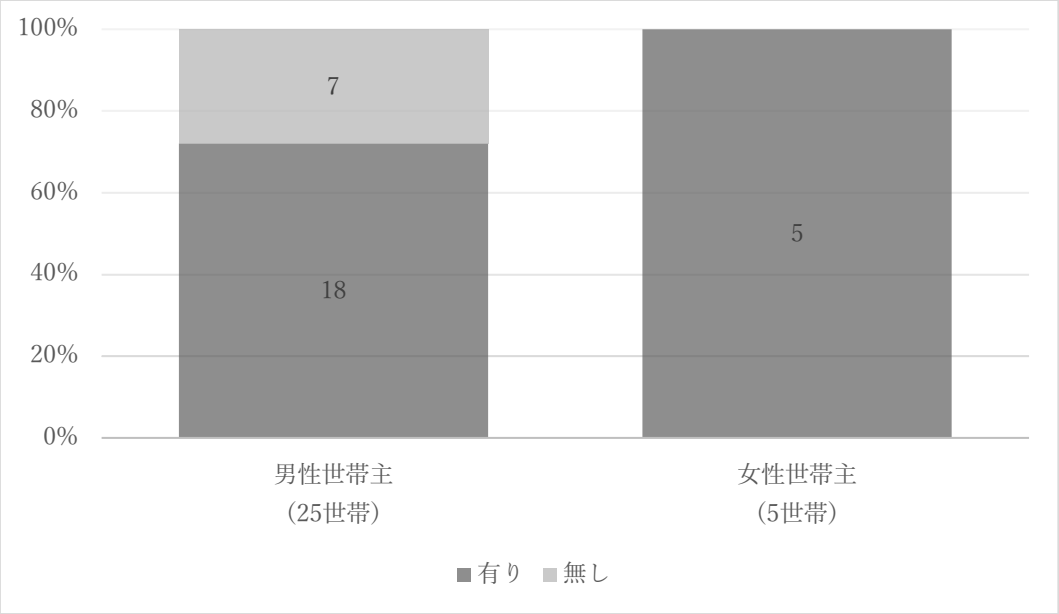

出所：筆者作成

第１項　　土地を保有していない世帯

グラフ 12 で示すように、本調査の対象である 30 世帯の内、土地を保有していない世帯は全体で 7 世帯である。土地を保有していない世帯の特徴や土地を保有していない要因を、調査によって得たデータから分析する。

表 7 は、土地を持っていない世帯主の基礎情報 9 項目を村別に表したものである。表 8 は、表 7 で示した世帯主が土地を保有していない理由と、インタビュー時にもらった彼らのコメントをまとめたものである。表 7 と表 8 とで世帯主が対応するように、①から⑦まで番号をふってある。

どちらの村も、土地を持っていない世帯主は全員男性であった。Arba Minch Zuriya 郡にある Chano Mille 村は地理的に街が近いためか、主な収入源は小売業がほとんどで、中には公務員という世帯主もいた。公務員の場合は、農地を持つことは禁止されて

いる[18]。土地を持っていない理由としては、職業が公務員である世帯主以外の世帯主①から④は、他の地域から引っ越して来たため土地を持っていない、または両親の家に住んでいるため自分の名義の土地は持っていないという回答になった。引っ越して来た男性世帯主は、地理的に家族からの相続によって土地を持つことができないことは明白である。その場合、その地に元から住んでいる妻が土地を得ることは法律上可能であるが、女性であるので家父長制的文化から家族から相続することはなく、この場合土地を得るには世帯主である男性が農民協会に土地を申請しなければならない。しかし彼らは、土地があればより収入を増やすことができると回答しつつも、農業以外の職業で安定した収入を獲得し、生計を立てられているため、実質的には農地を必要としているわけではないようであった。したがって、男女共に街の近くに住む者にとっての農地を持つことの重要度はあまり高くないと言えるだろう。

一方、標高 2,000m を超える高地の Boreda 郡にある Hambisa 村では、住民のほとんどが農業で生計を立てており、農地は生活に欠かせないものとなっている。土地を保有していない 2 人の世帯主は、この地に引っ越して来た者であり、家族から土地相続はしていない。相続が不可能であるので、農民協会に土地登録の申請をしたが、申請の許可は認められていない状態であることがわかった。

地理的な問題から生じる職業や収入、学歴の差はあるが、２つの村における土地を保有していない世帯主の大きな共通点は、その地において新来者であるということである。居住歴は 30 年を超える世帯主もいるが、その地に元から住んでいて、親族も皆同じ地域に住んでいるというわけではないので、その地において新来者という扱いになる。したがって、公務員と新来者は土地を保有する条件に値しないということがわかった。

[18] 連邦政府による「農村土地管理および使用宣言（proc。456/2005)」の宣言により、土地を得ることができる条件は農業を生計の手段または職業としている人であるとされている。

表 7 土地を持っていない世帯主の基礎情報

世帯主の性別		結婚歴	年齢	宗教	世帯人数	学歴	居住歴	月収[19] (通貨：ブル)[20]	収入源
Cahno Mille 村									
①	男性	既婚	48-53	プロテスタント	4-6	中学校	31以上	1501-2000	小売業 耕種農業
②	男性	既婚	60 以上	プロテスタント	1-3	非識字	31以上	4001以上	小売業 耕種農業
③	男性	既婚	30-35	プロテスタント	10-12	学位	10-12	3001-3500	小売業
④	男性	既婚	36-41	プロテスタント	1-3	中学校	10-12	1501-2000	小売業
⑤	男性	既婚	18-23	プロテスタント	1-3	学士以上	22-24	4001以上	公務員
Hambisa 村									
⑥	男性	既婚	42-47	エチオピア正教会	7-9	中学校	7ヶ月	1-500	小売業 耕種農業
⑦	男性	既婚	60 以上	エチオピア正教会	4-6	小学校	19-21	0	耕種農業

出所：筆者作成

[19] 西暦 2019 年 8 月分の収入。

[20] 1ブルあたり 3.44 円(2019 年 12 月時点)である。参考までに、南部諸民族州における小学校教師の月の給料は 2500 ブルほどである。

表 8　土地を持っていない理由と回答者のコメント

世帯主		土地を持っていない理由	回答者のコメント
Cahno Mille 村			
①	男性	夫が他の地域から引っ越してきたから土地を持っていない。土地は男性に属するので、女性は結婚という選択肢以外の方法で土地を持つ必要はない。また、土地を得るには現金が必要である。	もっと大きな土地があれば、収入を増やしたい。
②	男性	夫が他の地域から引っ越してきたから。	
③	男性	夫が他の地域から引っ越してきたから。	より大きな土地があれば、様々な農作物を栽培したい。
④	男性	両親の家に住んでいるので、自分自身の土地を持っていない。	息子のために、土地を持てるように努力している。
⑤	男性	公務員だから土地を持つことができない。	
Hambisa 村			
⑥	男性	農民協会に行ったが、土地がないと言われたから。	恐らくお金が足りないから断られたのかもしれない。
⑦	男性	この地に新しく引っ越して来たから。農民協会に行ったが、断られた。	

出所：筆者作成

第２項　　土地を保有している世帯

土地を保有する世帯は、グラフ 12 が示すように調査対象世帯 30 の内 25 世帯であり、およそ８割の世帯が土地を保有している。男性世帯主はおよそ 7 割、女性世帯主は 10 割が土地を保有しているという結果になった。

グラフ 13 で、農地の入手元を世帯主の性別に分けて表した。最も多い回答は男性世帯主で、家族からの相続がおよそ７割、次に政府から無料で分配された世帯がおよそ 2 割、その他に銀行から購入した世帯が 2 世帯、他人から購入した世帯が 2 世帯、他人と土地を共有している世帯が 1 世帯であった。男性は自分の家族から土地を相続する例が多いという複数の先行研究が示す通り、本調査でも家族からの相続が最も多いことがわかった。また、政府から無料で分配されている世帯主は、かつて警察や軍人などの公的職務に仕えていた、または現在仕えている男性のみであることがインタビュー調査からわかった。女性は警察や軍人といった公的職務に就くケースはほとんどなく、その点に

おいて女性は男性と比較して土地を得る手段が少ないと言えるだろう。

女性世帯主はほとんどが夫の死後に夫側の家族からの相続で土地を入手しており、1世帯のみが政府から購入するという手段で土地を得ていた。先行研究では、女性は夫の死後、土地を夫側の家族に取り上げられるという事例や、再び土地を得るには新たに結婚しなければならないといった事例が紹介されていたが、今回の調査では、夫の死後に女性が土地をそのまま相続することが可能であるということが明らかとなった。では、彼女らがどのようにして土地の相続を可能としたのか、その条件を分析していく。

グラフ 13 男女別世帯主の農地の入手先[21]

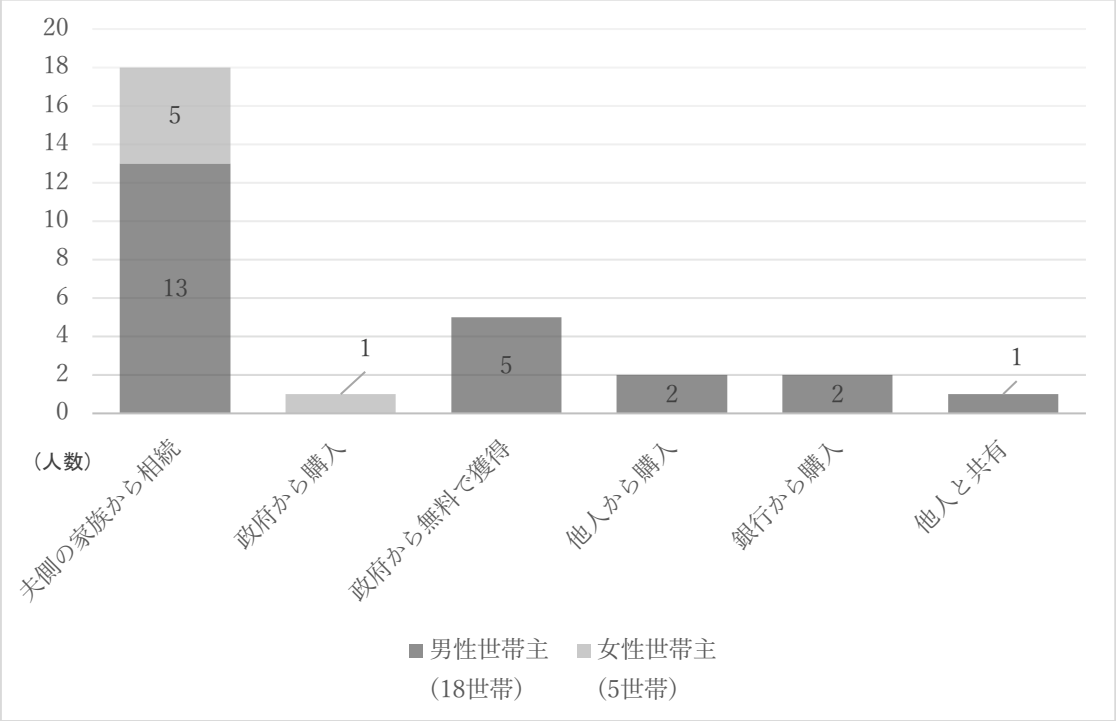

出所：筆者作成

[21] 複数の土地の入手源を持つ世帯を含むため、調査世帯数と表 15 の合計世帯数は合致しない。

表 9　土地を保有している女性世帯主の基礎情報

世帯主	結婚歴	年齢	宗教	世帯人数	学歴	居住歴	月収[22]（通貨：ブル）	収入源
Mulato 村								
A	寡婦	48-53	プロテスタント	7-9	非識字	31 以上	500	耕種農業 家畜
B	寡婦	36-41	エチオピア正教会	4-6	非識字	19-21	600	小売業 耕種農業 家畜
C	寡婦	60　以上	エチオピア正教会	4-6	非識字	31 以上	0	耕種農業 家畜
Dabana Bullo 村								
D	寡婦	42-47	プロテスタント	7-9	小学校	25-27	1000	耕種農業 家畜
Hambisa 村								
E	寡婦	60　以上	プロテスタント	1-3	非識字	4-6	0	耕種農業 家畜

出所：筆者作成

表 10 女性世帯主の土地保有面積と土地の入手源

女性世帯主	保有土地面積	土地の入手源
A	3ha	夫の死後、夫の父親から相続。
B	2ha	夫の死後、夫側の家族から相続。
C	0.25ha	夫の死後、夫側の家族から相続。
D	2.5ha	1ha は夫の死後、夫側の家族から相続。残りの 1.5ha は 2000 ブルで政府（農民協会）から購入。
E	0.25ha	夫の死後、夫側の家族から相続。

出所：筆者作成

表 9 は、土地を保有している女性世帯主の基礎情報 8 項目を表したもので、表 10 は表 9 の世帯主に対応して、土地の保有面積と土地の入手源を表したものである。Mulato

[22] 西暦 2019 年 8 月分の収入。

村で 3 人、Dabana Bullo 村で 1 人、Hambisa 村で 1 人、女性の世帯主は合計で 5 人である。土地を保有することを可能としているこの 5 人の共通点は、未亡人というところである。土地の入手源は皆夫の死後に夫側の家族から相続を受けている。夫の死後に家族から土地を没収されるという先行研究とは違う結果が得られた。

Dabana Bullo 村に住む女性世帯主 D のみが、夫側の家族からの相続に加えて、自ら農民協会に赴き土地を購入している事例である。土地を購入するには、まず農民協会に土地登録の申請をしなければならない。加えて、女性世帯主 D が土地購入に 2000 ブル支払ったように、現金がなければ購入することができない。女性世帯主 D の場合、月の収入は 1000 ブルであるので、土地 1.5ha 購入するのに 2 ヶ月分の収入が必要ということになる。また、インタビューの結果によると、土地を保有するには年間 150 ブルの税金を納める必要があることがわかった。したがって土地を保有する場合は、相続という形をとってもお金がかかることがわかる。他の世帯主の月の収入は A が 500、B が 600、C が収入なし、E も収入なしと非常に低い状況となっており、教育レベルにおいては、彼女らは学校には通っておらず識字がないことがわかった。唯一教育を受けている女性世帯主は D のみであった。したがって、土地申請には識字能力が必要であり、また十分な現金収入を得ていることや、収支の管理能力がなければ、土地購入は不可能であると言える。

終章

第１節　研究結果のまとめ

本稿では、サブサハラ・アフリカ地域における家父長制的文化の強い社会の中で、女性は土地保有権を獲得するためにはどのような条件が必要なのか、エチオピアを事例として論じてきた。先行研究では、女性の土地保有は難しく、多くの女性が結婚を通じて夫が保有する土地を共同で利用するという形態をとっていると示されてきた。それゆえ、離婚や夫との死別時は土地に対する女性の権利は弱く、夫から財産としての土地の取り分をもらうことを拒否されたり、夫側の家族から土地を奪われたりするといった事例が紹介されてきた。

フィールドワーク調査から得られた結果として、土地を保有している女性に共通することは全員寡婦であり、また全員世帯主であるということである。彼女たちの土地の入手先は全員夫側の家族からの相続であり、夫側の家族から土地を奪われるという先行研究とは違った結果が得られた。また調査結果から、土地の保有には税金の支払い義務が生じてくることがわかり、土地を相続することができたとしても、ある程度の現金収入がない限り土地を保持することは不可能であることがわかった。また、土地を保有している女性の中で、夫側の家族から相続を受けた以外に、政府（農民協会）から土地を購入している女性が一人おり、その女性のみが唯一教育を受けていて識字者であった。土地購入申請には申請書としてレターを農民協会に送る必要があり、教育を受けている識字者でないと申請書を送ることは不可能である。したがって、ある程度の現金収入があることと、収支の管理能力があること、そして識字があることが、土地保有の安全性を高める条件であると言えるだろう。

また先行研究では、女性の方が男性と比較して土地保有が難しく、土地入手の選択肢も狭められていると言われてきたが、本調査によって、土地を保有することが不可能な状態にある男性の事例を発見することもできた。土地保有が不可能である男性は、その地において新来者であるがゆえに、親族がおらず土地を相続することができない。また、新来者である男性は、政府への土地購入の申請も通らないようであった。人口増加の圧力によって土地不足が深刻化しているためか、男女に関係なく、その地に新しく引っ越してきた者に対する土地分配の優先順位はかなり低いようであった。

以上のことから、土地保有を可能とするためには、第一に土地税を支払うことができる分だけの現金収入があること、第二に収支を管理する能力があること、第三に識字能力が身に付く教育を受けていること、第四に土地購入する地域が自分の生まれ育った場所であること、の４つが条件となることがわかった。

第２節　示唆

世界において女性のエンパワーメントや男女平等が謳われる中で、開発業界においても開発プロジェクトに女性の活用が主張されるようになってきた。しかし、男女平等を図る指標は明確にされていない中で、農業プロジェクトに参加する男女の人数を等しくするなど、数値レベルでの平等性がみられている。本研究では、土地保有において女性の立場が弱いという現状を概観し、フィールドワーク調査によって実際に土地を保有している女性に対してインタビューを行なった。そこで必ずしも女性全員が男性と同じように土地を欲しているわけではなく、土地を欲したとしても支払い能力がなければ土地の保有は難しいということがわかった。したがって、男女平等という観点から、土地を平等に保有することが最も望ましい形であるのではなく、収入の低い者に対しては減税措置をとり、反対に収入が多い者には課税するなど、住民の収入に合わせた対応が必要とされるだろう。また、土地購入に関しては、識字能力が必要とされるので、現時点で識字のない者に対しては、申請書執筆をフォローするプログラム行うことや、より根本的な解決策としては、農村部の教育レベルを上げていく必要がある。更に、離婚や死別など、女性が土地保有において脆弱な立場に置かれやすい時に、土地の財産配分について男性女性両方が納得できるような形になるよう法律でサポートされる必要があるだろう。法整備としては整っていても、慣習が強く法律が浸透していないケースも多々ある。したがって、法システムの強化と、住民自身が法律に関する知識を身につけていく必要もある。

第３節　残された課題

本稿では、農村地域に住む 30 世帯を対象として調査を行い、女性が土地保有権を獲得する条件を分析してきた。しかし、土地を保有している女性のサンプルは 5 人であり、土地保有を可能とする条件を更に一般化して分析するにはサンプル数が非常に少ない点が問題である。また、家父長制と言う文化の中で、なぜ彼女たちが夫側の家族から土地相続を受けることができたのか、その背景については十分に検討することができなかった。また女性だけでなく、男性であっても新来者は土地を持つことが難しい状況にあることがわかったが、そこから生じる問題についても検討ができていないため、今後はそれらの点について研究を深めていくことで、土地保有を可能とする条件を更に明確化していきたい。

参考文献リスト

英語文献

Aasoglenang, A., Kanlisi, S., Naab, F., Dery, I., Maabesog, R., Maabier, E. and Naa-Obmuo, P.(2013), “Land access and poverty reduction among women in Chansa in the north western region of Ghana”, *International Journal of Development and Sustainability*, Vol2, pp.1580-1596.

Abate, N.(2017), “An investigation of gender division of labour: The case of Delanta district, South Wollo zone, Ethiopia”, *Journal of Agricultural Extension and Rural Development*, Vol9(9), pp.207-214.

Aredo, D.(1995), *The gender division of labour in Ethiopian agriculture : a study of time allocation among people in private and co-operative farms in two villages*, Research report series No.1., Organization for Social Science Research in Eastern and Southern Africa, Addis Ababa, Ethiopia.

Asmare, B. (2016), “Rural women’s access to and control over land in East Gojjam during the Derg and EPRDF”, *Environmental Systems Research*, Vol5(12), pp.1-8.

Ayele, Z. (2011),” Local government in Ethiopia: still an apparatus of control?” University of the Western Cape,Vol15.

Bayu, T.(2015), “Socio-cultural and Policy Related Constraints to Women’s Land Right: A Case Study from Gamo Highland, SW Ethiopia”, *Humanities and Social Sciences*, Vol.3, No.4, pp.149-154.

Boserup, E.(1970), *Woman’s Role in Economic Development*, Earthscan Publications.

Central Statistical Agency (CSA) [Ethiopia] and ICF.(2016), Ethiopia Demographic and Health Survey 2016. Addis Ababa, Ethiopia, and Rockville, Maryland, USA: CSA and ICF.

Chigbu, U.(2019), "Anatomy of women's landlessness in the patrilineal customary land tenure systems of sub-Saharan Africa and a policy pathway", *Land Use Policy,* Vol86,pp.126-135.

Crewett, W., A. Bogale, and B. Korf. (2008),Land Tenure in Ethiopia: Continuity and Change, Shifting Rulers, and the Quest for State Control", CAPRi Working Paper 91. International Food Policy Research Institute: Washington, DC.

Daniel, W.(2012), *Land rights in Ethiopia: ownership, equity, and liberty in land use rights,* Ethiopia.

Daley, E. (2008), "Women's Land Rights and Privatization in Eastern Africa", Englert, B.(Ed.), *Eastern Africa Series*.

Daniel, W. (2015), "*Land Rights and Expropriation in Ethiopia*", Springer International Publishing, Stockholm, Sweden.

Fafchamps, M. and Quisumbing, A. (2002), "Control and Ownership of Assets Within Rural Ethiopian Households", *Journal of Development Studies*, 38:6, 47-82.

FAO (2013), Training Guide Gender and Climate Change Research in Agriculture and Food Security for Rural Development, 2nd ed.

Federal democratic republic of Ethiopia(1993), Proclamation No. 1/1995. Proclamation of the Constitution of the Federal Democratic Republic of Ethiopia, Addis Ababa.

Gebru,T. (1996), Ethiopia: Power & Protest: Peasant Revolts in the Twentieth Century. Lawrenceviille: Red Sea Press.

Hoben, A. (1973), *Land Tenure among the Amhara of Ethiopia: The Dynamics of Cognatic Descent*, Chicago: University of Chicago Press.

Huyer, S. (2016) "Closing the Gender Gap in Agriculture", *Gender, Technology and Development,* Asian Institute of Technology SAGE Publications, 20(2) pp.105-116.

Marcel, F, and Quisumbing, A. (2002),” Control and Ownership of Assets Within Rural Ethiopian Households.” *The Journal of Development Studies,* 38(6), pp.47-82

Mizuki, I, Yoshiaki, N, et al.(2016) “Gender Approach in Agricultural Research:A Case of Gender-Based Division of Labor in Common Bean (Phaseolus vulgaris L.) Farming in Ethiopia”, *Trop. Agr. Develop.* 60(4), pp.251-262.

Meheret, A.(1994) The Ketto Resettlement: a brief comparative survey of the land tenure system, 1985/86 and 1993. In: Proceedings of the second workshop of the land tenure project. Working Papers on Ethiopian Development, Center for Environment and Development, University of Trondheim, Norway.

Pausewang, S.(1983), *Peasants, Land. And Society: A Social History of Land Reform in Ethiopia,* München: Weltforum Verlag.

Peluso, N.(1991), “Women and Natural Resources in Developing Countries”, *An International Journal*, Vol4,pp.1-3.

Perham, M.(1969), The Government of Ethiopia. London: Faber & Faber.

Slavchevska, V.,et al.(2016), *Beyond Ownership: Women’s and Men’s Land Rights in SubSaharan Africa*, Research Program on Policies, Institutions and Markets, CGIAR.

Teshome, Y. (2015),” Socio-cultural and Policy related constraints to women’s land right: a case study from Gamo highland, SW Ethiopia”, *Humanit Soc Sci* 3(4):149-154.

The Provisional Military Administration Council(1975)Proclamation No.31 of 1975 a Proclamation to Provide for the Public Ownership of Rural Lands “Ethiopia Tikdem,” Addis Ababa.

Tura, H. (2014), “Women’s Right to and Control over Rural Land in Ethiopia: The Law and the Practice.” *International Journal of Gender and Women’s Studies*. Vol. 2, No. 2, pp. 137-165.

UNESCO (2010) World Data on Education. 7th Edition. 2010/11.

URT (United Republic of Tanzania) (1994). Report of the presidential commission of inquiry into land matters, Vol. I: Land policy and land tenure structure, The Ministry of Lands, Housing and Urban Development, in co-operation with the Scandinavian Institute of African Studies.

日本語文献

石原美奈子（編）(2017)『現代エチオピアの女たち』明石書店

小倉充夫(1988)「エチオピア：革命における農業・土地制度改革(特集 農村社会の再編成)」『アフリカレポート』アジア経済研究所 Vol7. Pp.7-9.

児玉由佳(2016)「第６章 エチオピア・アムハラ州の土地法の概要 」武内進一(編)『冷戦後アフリカの土地政策―中間成果報告』調査研究報告書 アジア経済研究所.

児玉由佳(2014)「第９章　第二次世界大戦後のエチオピアの土地制度の変遷 -土地法の検討を中心に-」武内進一(編)『アフリカの土地と国家に関する中間成果報告』調査研究報告書 アジア経済研究所.

武内進一(編)(2016)「第６章エチオピア・アムハラ州の土地法の概要」『冷戦後アフリカの土地政策―中間成果報告』調査研究報告書. アジア経済研究所. pp.186-211.

田中由美子(2014)「農村女性の土地に関わる諸権利の研究― タンザニア国キリマンジャロ州を事例にして」博士論文. 東京大学. 東京.

独立行政法人国際協力機構(2012)　「基礎教育セクター情報収集・確認調査 国別基礎教育セクター分析報告書 - エチオピア」　株式会社 国際開発センタ.

三成美保（編），小浜正子（編），姫岡とし子（編)(2014)『歴史を読み替える ジェンダーから見た世界史』大月書店.

矢澤 澄子(2016)「女性のエンパワーメントとジェンダー平等：国連「北京+20」『NWEC実践研究』Vol6, pp.6-34.

WEB ページ

Adugna, A.(2014), Lesson9 Migration and Urbanization in Ethiopia, available at:http://www.ethiodemographyandhealth.org/MigrationandUrbanizationAynalemAdugna.pdf (2019 年 12 月 20 日閲覧)

Central Statistical Agency of Ethiopia (2016) available at: http://www.csa.gov.et/census-report/census-tables/category/301-census-tables?limitstart=0 (2019 年 12 月 19 日閲覧).

FAO (2015), "Gender and Land Rights Database", available at: http://www.fao.org/gender-landrights-database/data-map/statistics/en/?sta_id=1164(2019 年 12 月 19 日閲覧).

UNESCO (UIS:UNESCO Institute for Statistics) available at: http://data.uis.unesco.org (2020 年 1 月 7 日閲覧)

UNICEF HP available at: https://www.unicef.org/sdgs/resources (2020 年 1 月 2 日閲覧)

外務省 HP available at: https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html

Appendix

Constitution of The Federal Democratic Republic of Ethiopia, 1994/12/8

Article 25

Right to Equality

All persons are equal before the law and are entitled without any discrimination to the equal protection of the law. In this respect, the law shall guarantee to all persons equal and effective protection without discrimination on grounds of race, nation, nationality, or other social origin, colour, sex, language, religion, political or other opinion, property, birth or other status.

Article 34

Marital, Personal and Family Rights

1. Men and women, without any distinction as to race, nation, nationality or religion, who have attained marriageable age as defined by law, have the right to marry and found a family. They have equal rights while entering into, during marriage and at the time of divorce. Laws shall be enacted to ensure the protection of rights and interests of children at the time of divorce.

2. Marriage shall be entered into only with the free and full consent of the intending spouses.

3. The family is the natural and fundamental unit of society and is entitled to protection by society and the State.

4. In accordance with provisions to be specified by law, a law giving recognition to marriage concluded under systems of religious or customary laws may be enacted.

Article 35

Rights of Women

1. Women shall , in the enjoyment of rights and protections provided for by this Constitution, have equal right with men.

2. Women have equal rights with men in marriage as prescribed by this Constitution.

3. The historical legacy of inequality and discrimination suffered by women in Ethiopia taken into account, women, in order to remedy this legacy, are entitled to affirmative measures. The purpose of such measures shall be to provide special attention to women so as to enable them to compete and participate on the basis of equality with men in political, social and economic life as well as in public and private institutions.

4. The State shall enforce the right of women to eliminate the influences of harmful customs. Laws, customs and practices that oppress or cause bodily or mental harm to women are prohibited.

5. (a) Women have the right to maternity leave with full pay. The duration of maternity leave shall be determined by law taking into account the nature of the work, the health of the mother and the well-being of the child and family. (b) Maternity leave may, in accordance with the provisions of law, include prenatal leave with full pay.

6. Women have the right to full consultation in the formulation of national development policies, the designing and execution of projects, and particularly in the case of projects affecting the interests of women.

7. Women have the right to acquire, administer, control, use and transfer property. In particular, they have equal rights with men with respect to use, transfer, administration and control of land. They shall also enjoy equal treatment in the inheritance of property.

8. Women shall have a right to equality in employment, promotion, pay, and the transfer of pension entitlements.

9. To prevent harm arising from pregnancy and childbirth and in order to safeguard their health, women have the right of access to family planning education, information and capacity.

Article 40

The Right to Property

3. The right to ownership of rural and urban land, as well as of all natural resources, is exclusively vested in the State and in the peoples of Ethiopia. Land is a common property of the Nations, Nationalities and Peoples of Ethiopia and shall not be subject to sale or to other means of exchange.

Questionnaire to residents

1) Background Information of Sample Respondents

1. Code of respondents

_____

2. Sex of respondent

1. Male 2. Female

3. Respondent marital status

1. Married 2. Single 3. Divorced 4. Widowed

4. Age of respondent

1. 18-23 2. 24-29 3. 30-35 4. 36-41 5. 42-47 6. 48- 53
7. 54-59 8. >59

5. Religion of respondent

1. Orthodox 2. Protestant 3. Muslim 4. Catholic 5. Other please specify

6. Total number of your household size

1. 1-3 2. 4-6 3. 7-9 4. 10-12 5. >12

7. Educational level of the respondent

1. Primary 2. Secondary 3. Certificate 4. Diploma 5. Degree and above 6. Read and write only 7. Illiterate

2) Land Use and Agricultural Activity

1. How long have you lived in this area in years?

1. 1-3 2. 4-6 3. 7-9 4. 10-12 5. 13-15 6. 16-18
7. 19-21 8. 22-24 9. 25-27 10. 28-30 11. >30

2. What are the main sources of household income? Multiple responses are possible.

1. Employee 2. Retailing(trade) 3. Crop farming 4. Livestock rearing 5. Fishing 6. Other

3. What is your monthly income in Birr?

1. 1-500 2. 501-1000 3. 1001-1500 4. 1501-2000 5. 20001-2500 6. 2501-3000 7. 3001-3500 8. 3501-4000 9. >4000

4. What is your housing arrangement?

1. Rented 2. Private 3. Family house 4. Other

5. Do you have agricultural land?

1. Yes 2. No

6. If yes, what is the size of the land?

_____

7. How do/did you get the land? _____ To whom the land belongs to?

_____ 1. Yours 2. Rented in 3. Share cropped

8. If no to Q12, why don' t you have land? Please specify.

_____

9. Is the land irrigated?

1. Yes 2. No

10. What are the major crops you grow?

_____

11. How do you use the production that you produced?

1. Own consumption 2. Sell 3. Both 4. Other_____

12. What are the major constraints of crop production in the area? Put them in a rank order.

Constraints	order
a. Weed problem	
b. Crop/fruit insect/pest problem	
c. Soil fertility problem	
d. Weather fluctuation/climate change	
e. Lack of improved varieties	
f. High input cost	
g. Knowledge/skill/attitude	
h. Lack of financial capital	

Questionnaire to Peasant Association

1. What is the prerequisite to get land?

2. Is there any procedure to register the residents land?
   A. Yes B. No

3. If the answer to Q2 is yes, please mention how?

4. Is there any condition to say no to residents land registration?
   A. Yes B. No

5. If your answer to Q_4 is yes, please specify the condition/s

6. What is the ratio of male/female that visit your office to register their land?

7. How the government follows your kebele's land legalization operation?

8. If you follow the government land policy, is there any legal ground that the gov't impose penalty? If so, mention please.

9. How long does the kebele administration started its operation?

10. How many people engaged own the land in your kebele?

11. Who pays to the employees who are engaged in land administration?